

京都府域道路啓開計画（案）

令和7年1月

京都府緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会

京都府域道路啓開計画策定ワーキンググループ

目次

1. 前提条件
 - 1-1. はじめに
 - 1-2. 本計画の位置づけ
 - 1-3. 本計画の対象地震
 - 1-4. 対象エリアの設定
 - 1-5. 道路啓開計画の発動基準
2. 基本的な考え方
 - 2-1. 総則
 - 2-2. 京都府域の被災想定
 - 2-3. 道路啓開の概要
 - 2-4. 啓開ルート計画の考え方
 - 2-5. 道路啓開の目標
3. 啓開ルート計画
 - 3-1. 主要拠点の選定
 - 3-2. 啓開ルートの選定
4. 情報収集・連絡、連携
 - 4-1. 連絡系統
 - 4-2. 情報収集・連絡手段の確保及び運用方法
 - 4-3. 訓練の実施
5. 啓開作業計画
 - 5-1. 発災時の行動計画
 - 5-2. 道路啓開の作業要領
 - 5-3. 人員・資機材、燃料等の備蓄・調達計画
 - 5-4. 関係機関の役割分担
 - 5-5. 道路啓開の担当割付
 - 5-6. 自衛隊との連携について
6. 雪害における道路啓開
7. 火山災害における道路啓開
8. 参考
 - 8-1. 主要拠点一覧
 - 8-2. 基幹ルート及び進出ルート

1. 前提条件

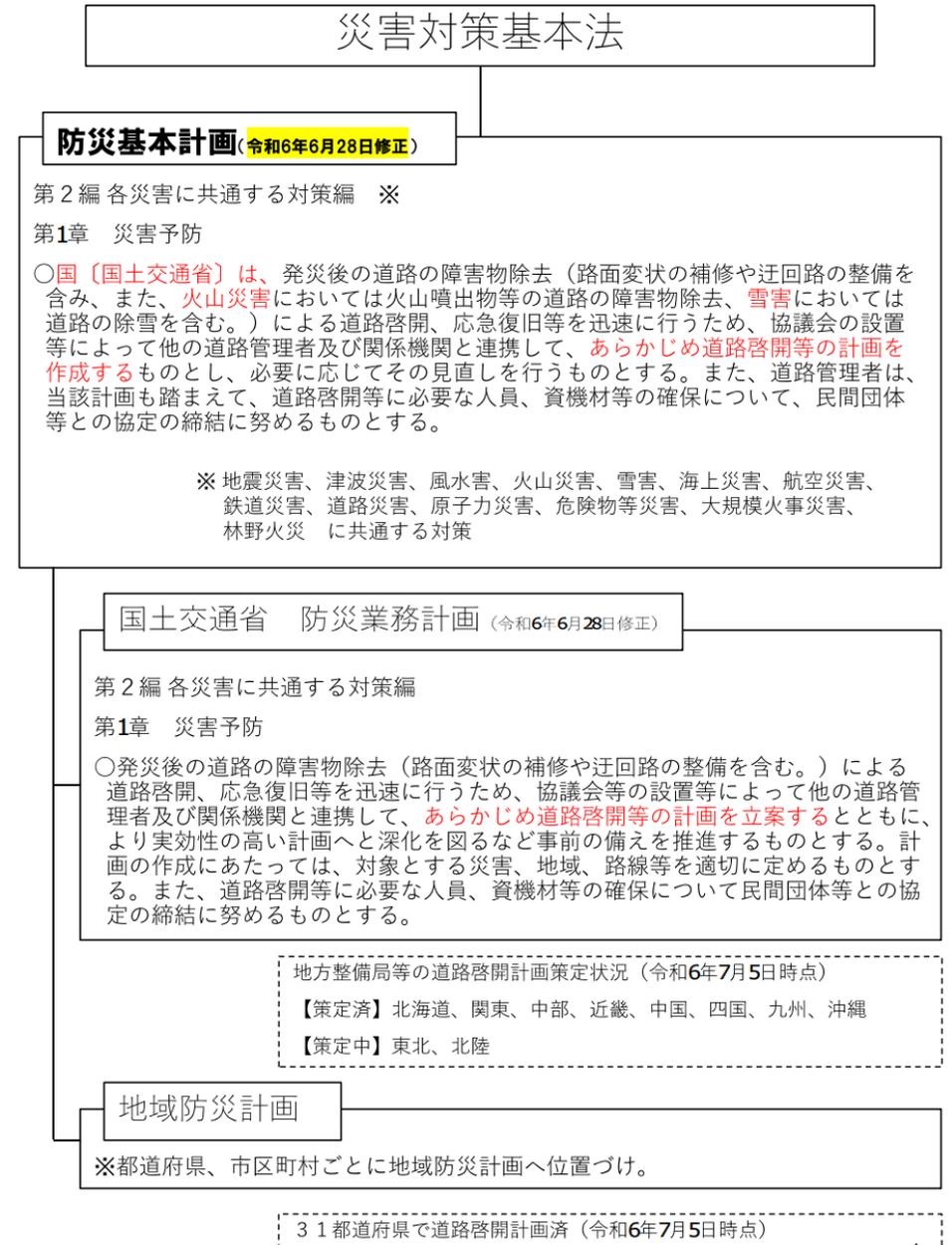
1-1. はじめに

- 「京都府域道路啓開計画」は、災害対策基本法に基づき、道路啓開・応急復旧等を迅速に行うため、災害の様態で最も被害が大きい“地震”を前提に構成した計画とする。
- なお、地震以外の災害においても適宜、「京都府域道路啓開計画」を準用して、道路啓開を行う。
- 主要な災害の被害想定(災害の様態別や個別の事案)については、必要に応じ、詳細な運用を別に定める。
- 上位計画や関連計画の策定や変更、各道路管理者や関係機関との調整、訓練の実施及び詳細な運用の検討などにより、必要に応じて「京都府域道路啓開計画」の見直しを行う。

〔補足〕

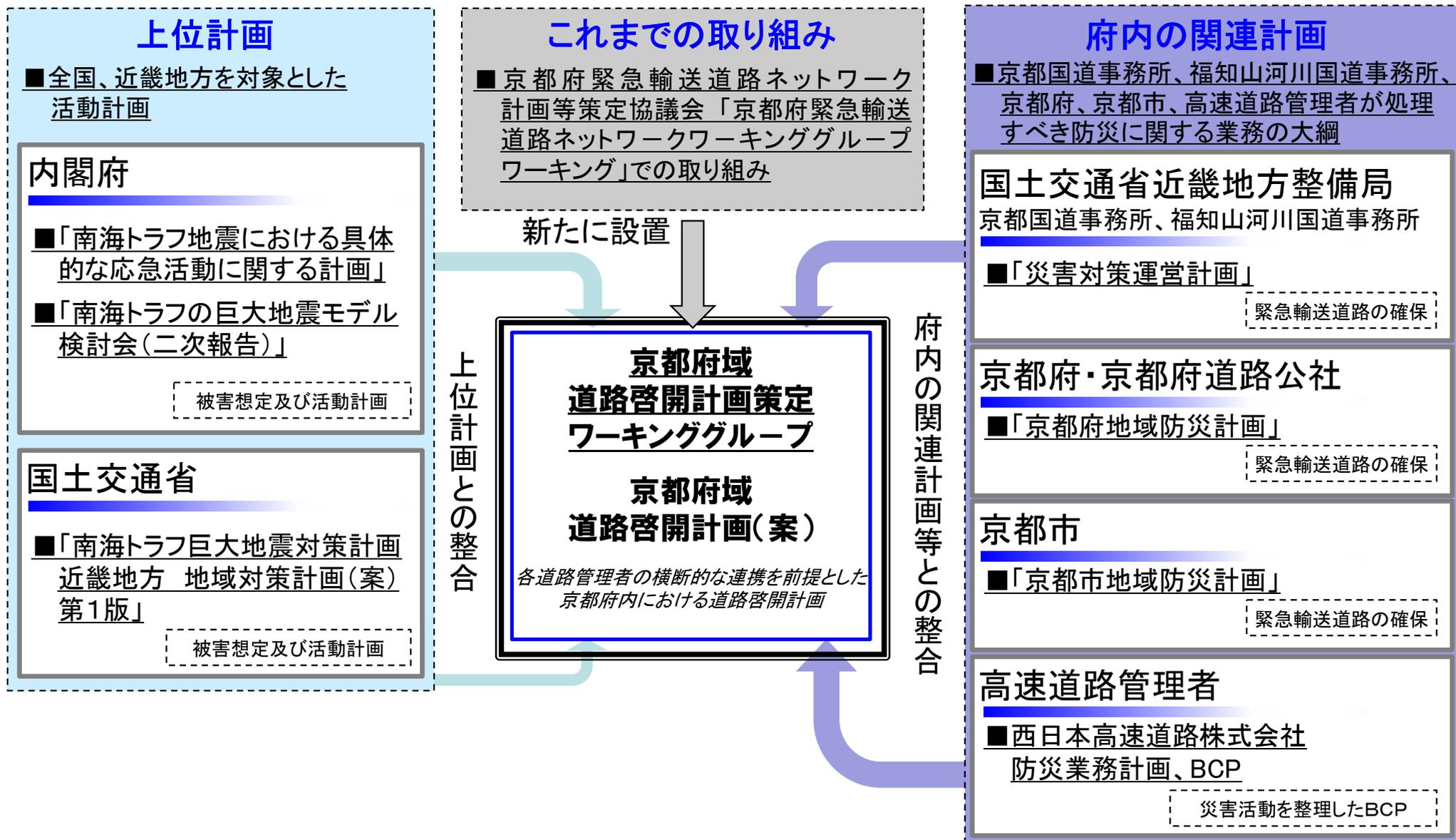
令和6年6月の防災基本計画の修正において、国は関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画(雪害、火山災害含む)を作成することが義務づけ。

○防災基本計画における道路啓開計画の位置づけ



1-2. 本計画の位置づけ

- 上位計画や関連計画との整合に留意しつつ、各道路管理者の横断的な協働・連携を前提とした道路啓開計画を策定し、また継続的に内容の具体化に努め、実効性の向上を図る。



1-3. 本計画の対象地震

- 京都府では、府内に影響を及ぼすことが予想される地震のうち、最も被害が大きくなる地震として、「花折断層帯」を想定している※1ことから、本計画は「花折断層帯」地震を対象に策定する。
- なお、発生確率の高い南海トラフ地震及び京都府域を震源とする直下型地震(花折断層帯以外)・海溝型地震においても、本計画を準用する。ただし、被害想定については、津波等の影響を考慮し個別に検討するものとする。

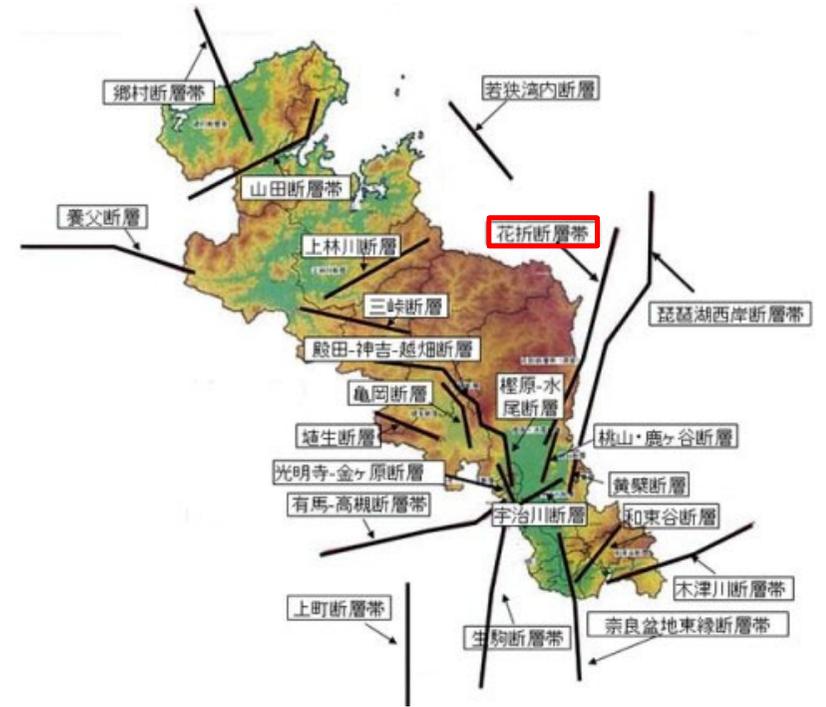
※1 出典：京都府防災会議「京都府地域防災計画(震災対策計画編)」(令和4年6月修正)

地震被害総括表

京都府計

断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害			
		死者数 (人)	負傷者数		要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)	
			負傷者数 (人)	重傷者数 (人)						
花折断層帯	花折断層帯	7	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	110,710	147,050	23,500
	桃山-鹿ヶ谷断層	6強	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄檗断層	6強	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100	
奈良盆地東縁断層帯	7	1,900	19,700	2,000	10,700	248,500	46,000	89,500	7,100	
西山断層帯	亀岡断層	7	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	櫻原-水尾断層	7	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層	7	3,400	34,900	3,900	19,000	426,000	77,600	155,500	8,600
	光明寺-金ヶ原断層	7	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層	7	1,200	7,900	1,300	6,000	95,700	38,300	44,700	7,600	
上林川断層	7	1,200	8,300	1,300	5,800	101,500	39,500	47,600	7,700	
若狭湾内断層	5強	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0	
山田断層帯	7	1,700	9,000	1,600	6,800	108,100	55,000	49,300	13,200	
郷村断層帯	7	2,200	12,700	2,300	9,300	149,400	76,600	60,600	16,300	
上町断層帯	6弱	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400	
生駒断層帯	7	3,400	30,300	3,500	18,500	367,200	65,200	123,800	7,500	
琵琶湖西岸断層帯	6強	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000	
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	7	2,900	43,900	5,200	26,800	340,500	50,800	80,600	7,400
	宇治川断層	7	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯	7	1,600	18,400	1,700	9,300	236,200	40,700	88,800	6,100	
壺生断層	7	1,500	20,000	1,700	9,700	262,300	38,000	101,900	3,500	
養父断層	7	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900	
和束谷断層	6強	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300	
東南海・南海地震	6弱	130	6,200	140	2,000	111,600	10,400	51,900	400	

京都府地震被害想定調査結果(2008及び2024)



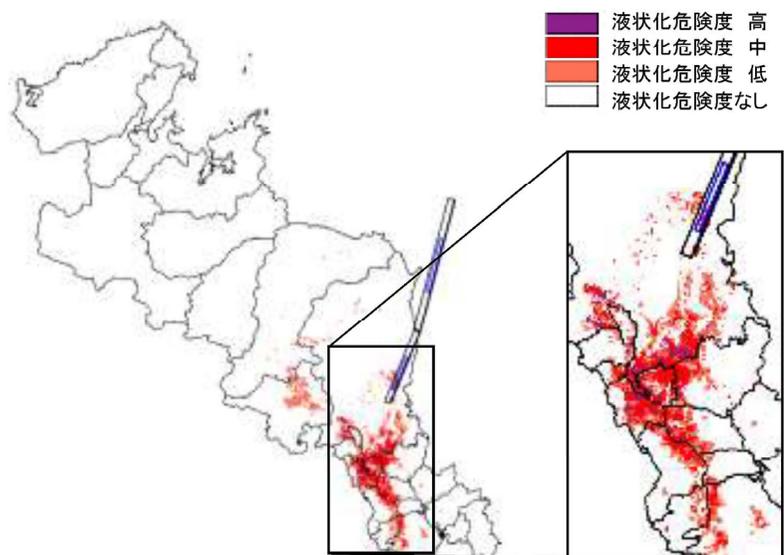
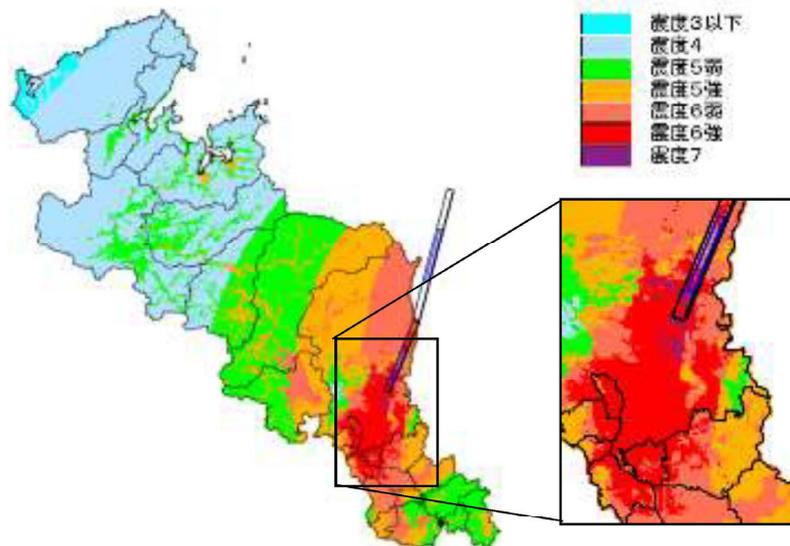
出典) 京都府域に位置する断層帯(京都府HP)

出典) 地震・津波被害総括表(R6)(京都府HP)

1-4. 対象エリアの設定

➤ 「花折断層帯」地震の地震動予測と液状化危険度は、令和6年の京都府地震被害想定を活用する。
 なお、京都市域は令和5年の京都市第4次地震被害想定 of 成果を活用する。

■「花折断層帯」地震の地震動予測と液状化危険度



出典: 花折断層帯地震被害想定(令和6年 京都府)

■「花折断層帯」地震の地震動予測において震度7、6強のエリア

震度	エリア
震度 7	京都市北区・上京区・左京区・中京区・東山区・山科区・下京区の一部に分布
震度 6 強	京都市の市街地から宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町の一部にかけて分布

出典: 花折断層帯地震被害想定(令和6年 京都府)

1-5. 道路啓開計画の発動基準

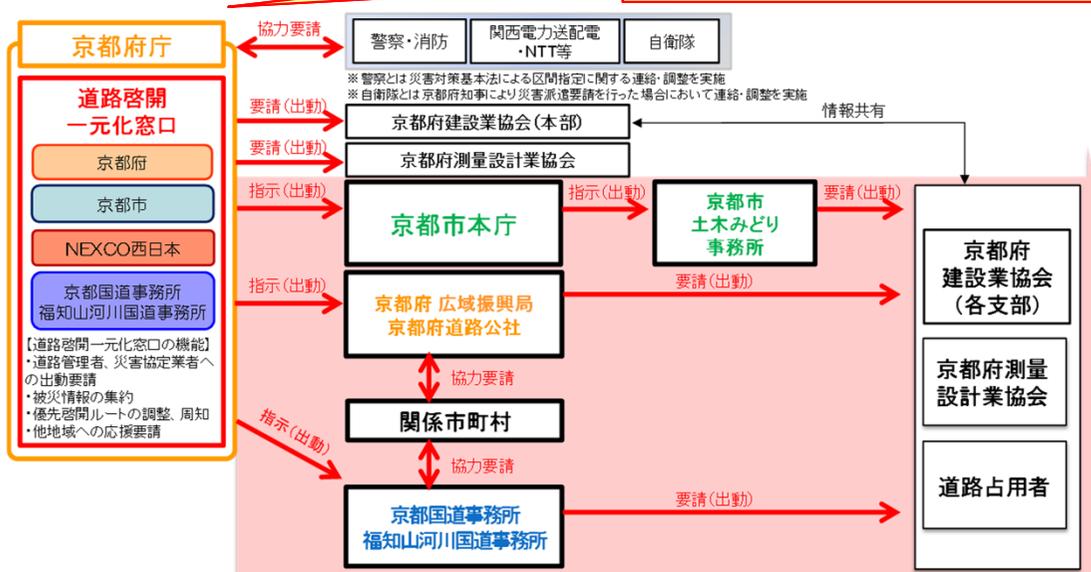
➤ 「京都府域道路啓開計画」は、京都府域において震度6弱以上が観測された場合の適用を基本とし、震度5強の地震においては、道路管理者間の協議に基づき適用する。

■ 京都府・京都市における災害対策本部の設置基準

	災害対策本部の設置基準	出典
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府危機管理緊急参集チーム※の協議結果を踏まえ、知事が本部設置を決定する場合 ・京都府域に震度6弱以上の地震が観測された場合 <p>※京都府域に震度5強の地震が観測された場合に緊急参集チームが参集</p>	京都府地域防災計画 震災対策計画編 令和5年6月
京都市	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市域で震度5弱以上の地震が発生した場合 ・南海トラフ地震が発生又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表がされた場合 ・地震による被害により総合的な応急対策の必要がある場合 	京都市地域防災計画 震災対策編 令和4年12月14日

■ 参考(道路啓開一元化窓口)

道路啓開一元化窓口は京都府庁に設置予定 ※代替施設は京都御所



■ 道路啓開計画の停止基準

・ 京都府の災害対策本部の閉鎖基準に準じる。

※ただし、京都府域において道路啓開がすべて完了した場合は、京都府庁に設置した道路啓開一元化窓口を一時的に解散する場合がある。

(理由)

人命救助の「72時間の壁」を意識して、緊急輸送道路等の道路啓開を完了させることを目標としているが、引き続き、断続的に発生する地震等により、救助・救援ルートを確認する必要があることを想定し、京都府の災害対策本部が閉鎖されるまでとした。

2. 基本的な考え方

2-1. 総則

道路啓開に係る取組の全国的な動向

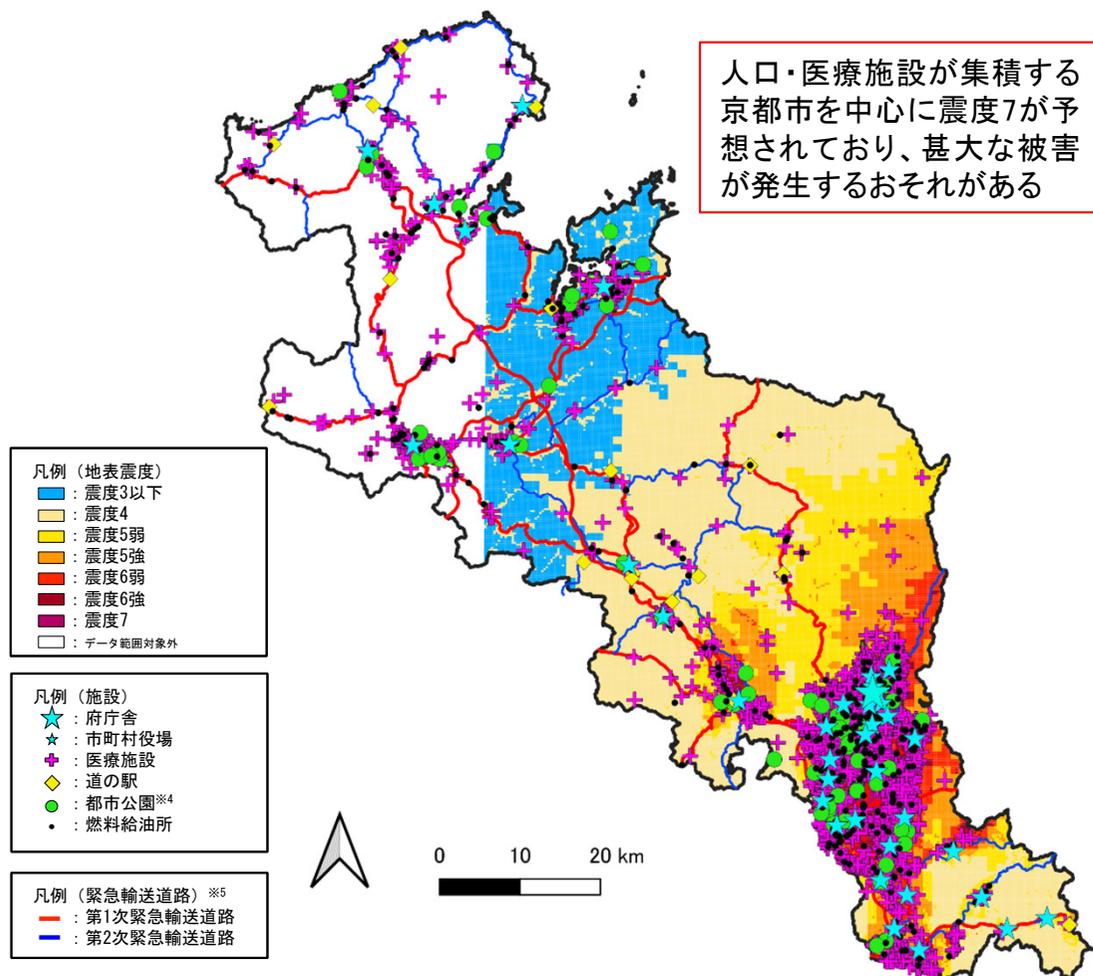
- 東日本大震災では、過酷な活動環境の下での迅速かつ的確な初動対応が求められたが、震災直後から速やかに展開された「道路啓開」が救助・救援活動等に大きく貢献した。

京都府での検討趣旨

- 京都府内では、花折断層をはじめとする大規模地震を考慮した迅速な道路啓開を可能とする体制の構築が求められる。
- 大規模災害時においても早期に緊急輸送道路等の機能を確保するため、京都府域の道路管理者及び交通管理者等の間で情報共有・連携する体制の構築を目的とし、「京都府域道路啓開計画策定ワーキンググループ」(以下、「ワーキンググループ」と称す)を設立する。
- ワーキンググループの関係各者の協働により、道路啓開の考え方や対応、連絡体制等を検討し、発災時の救助・救援を支える「道路啓開」を迅速・適切に行うため道路啓開計画を策定する。

2-2. 京都府域の被災想定

- 花折断層帯を震源とする地震により、最大震度7が想定される京都市周辺は主要道路が集中していることで、交通機能の停止により、**府内全域の復旧が阻害されるおそれがある。**



花折断層帯地震での想定震度分布※2※3及び府内緊急輸送道路・拠点施設の分布

花折断層帯地震の被災想定※1

断層名	最大予測震度	人的被害			建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数 (人)		全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失 建物 (棟)
			重傷者数 (人)				
花折断層	7	4,660	60,830	9,870	110,710	147,050	23,500

- ※1 出典: 地震・津波被害総括表(京都府HP: <https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/1219912434674.html>)
- ※2 出典: 国立研究開発法人 防災科学技術研究所「震源断層を特定した地震動予測地図」(URL: <https://www.j-shis.bosai.go.jp/download>)公表の地理データをもとに、GISにて作成
- ※3 各断層の計算ケースごとの最大震度を重ね合わせて表示(花折断層帯中南部4ケース)
- ※4 拠点機能を有する公園として、※2のデータのうち、区分が「都市基幹公園(総合公園、運動公園)」、「大規模公園(広域公園、レクリエーション都市)」に該当する施設又は「敷地面積が10ha以上」の施設のみを表示(国土交通省「防災公園の整備」(URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000134.html)参照)
- ※5 京都府「京都府緊急輸送道路一覧図」(令和6年3月見直し)及び国土数値情報「緊急輸送道路」(令和2年)をもとに作成

2-3. 道路啓開の概要

2.3.1 道路啓開とは

- 緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開ける(ガレキ等をどかして通れるようにする)ことをいう。
- 大規模災害では、応急復旧の前に救援ルートを確保する道路啓開が必要となる。



道路啓開の位置づけ～発災から復興までのフロー

出典)国土交通省ホームページ



被災状況



道路啓開後

東日本大震災における道路啓開(国道45号岩手県宮古市田老地区)

出典)国土交通省ホームページ

2-3. 道路啓開の概要

2.3.2 道路啓開の作業要領

道路施設にかかる主な被害

- ①ガレキ等(災害廃棄物)
- ②放置車両
- ③橋台段差
- ④土砂(落石や自然斜面等の崩壊)

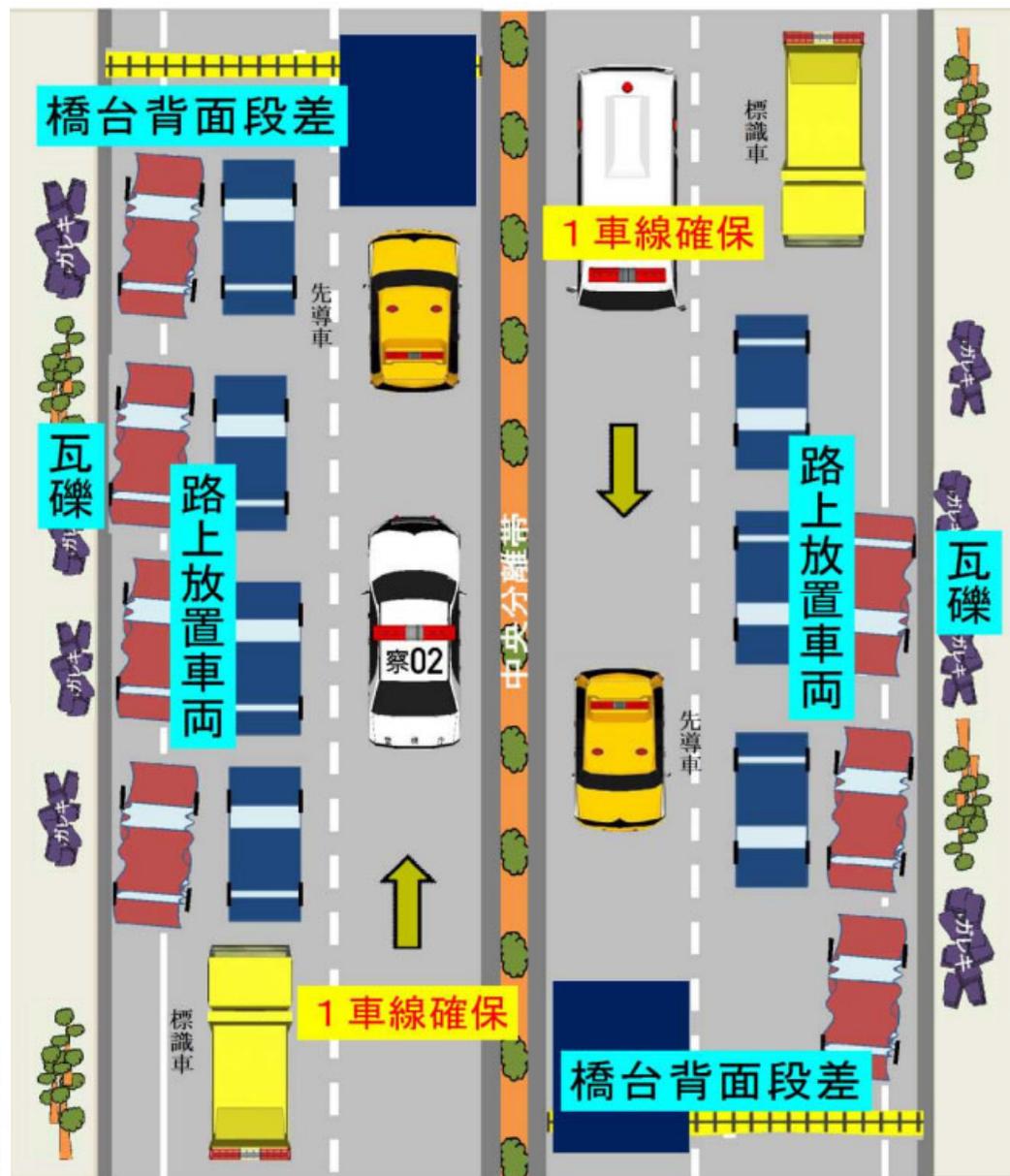
多車線道路の道路啓開は、上下各1車線として、計2車線の啓開を基本に実施する。
2車線道路の道路啓開は、1車線(幅員4m程度※) + すれ違い区間の啓開を基本に実施する。

※普通車がすれ違える幅員を考慮



放置車両の撤去イメージ

瓦礫等の除去イメージ



4車線道路の道路啓開のイメージ

2-4. 啓開ルート計画の考え方

2.4.1 主要拠点選定の考え方

- 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府)」、「京都府・京都市地域防災計画」で定められた防災拠点、災害拠点病院、その他応急復旧活動に必要な施設等を主要拠点として選定する。なお、主要拠点については、京都府、京都市の地域防災計画の見直しを踏まえて更新を行う。また、優先すべき拠点については今後具体化を検討する。

○主要拠点の選定の考え方

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
①広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや救援・物資輸送にあたって利活用が可能な施設	広域防災拠点 集結拠点	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府)、京都府・京都市地域防災計画より抽出 【広域防災拠点】府内の広域防災活動・物資輸送拠点 【集結拠点】京都市内の応援部隊の進出拠点
②物資拠点	災害時に府内の備蓄物資および府外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所等への輸送機能を有している拠点	物流拠点 備蓄倉庫 道の駅 等	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府)、京都府・京都市地域防災計画より抽出
③災害対策拠点	災害時に道路啓開実施の司令塔としての機能を有している施設	国土交通省 府庁、府広域振興局 市区町村役場 等	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府)、京都府・京都市地域防災計画より抽出 【国土交通省】国土交通省等の関連庁舎 【京都府】府庁、広域振興局、土木事務所 等 【京都市】市・区役所、土木みどり事務所 等
④救命活動拠点	災害時に傷病者の受入れや医療救護チームの派遣を行う拠点、あるいはそれらの機能を補完する拠点	災害医療拠点(病院) 等	京都府・京都市地域防災計画より抽出
⑤救助活動拠点	災害時に道路啓開実施の実行機能を保有している拠点、あるいは救命救助活動の司令塔としての機能を有している拠点	消防 警察 自衛隊 等	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府)、京都府・京都市地域防災計画より抽出
⑥輸送活動拠点	災害時に人員、物資、燃料及び資機材等の輸送機能を有している拠点	港湾、漁港 ヘリポート 航空燃料補給場所 鉄道駅前広場 等	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(内閣府)、京都府・京都市地域防災計画より抽出
⑦ライフライン拠点	災害時に特に早期の復旧が必要となるライフラインの拠点	高速道路会社・公社 ライフライン関連施設 放送局 等	京都府・京都市地域防災計画より抽出
⑧その他拠点	その他の応急復旧に必要となる施設	広域避難地	京都府・京都市地域防災計画より抽出

2-4. 啓開ルート計画の考え方

2.4.2 啓開ルート選定の考え方

- 地震被害想定を踏まえ、内閣府の緊急輸送ルート※1、緊急輸送道路※2、緊急交通路※3指定候補路線等との整合を考慮して啓開すべき道路を選定する。
- 道路の大規模被災(橋梁段差等)により、早期(概ね72時間以内)に復旧が困難な場合については、う回路を検討する。
- 関係機関が連携し、陸路からだけでなく、海路・空路を活用したアクセスによる迅速な道路啓開作業の実施について検討を行う。
- なお、今後検討する主要拠点の優先順位に合わせて、啓開ルートにおいても優先順位を設定する。

○啓開ルートの選定の考え方イメージ

■基幹ルート:

<選定の観点>

- ①救助・救援、応急復旧活動の基幹となる他地域からの支援を可能とする広域交通機能を有していること
- ②地震による被害が少なく、早期(概ね24時間以内)に安全確認が可能なこと
- ③主要拠点への進出ルートへのアクセスが容易(距離、被災想定等の観点から)であること

■主要拠点への進出ルート:

<選定の観点>

- ①最寄りの基幹ルートから目的地(主要拠点)までのアクセスが容易(距離、被災想定等の観点から)であること
- ②啓開作業効率を考慮し、幅員が広いこと、地震による被害(橋梁段差や土砂等)が少ないこと など

上記のルートを総称して「啓開ルート」とする。

※1:緊急輸送ルート

全国から被害が甚大な地域及び防災拠点に到達し、活動するための必要最低限のルートとして、内閣府中央防災会議幹事会が選定した道路(出典:南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画)

※2:緊急輸送道路

災害発生時に、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路で、府内の道路管理者等で構成する「京都府緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」が事前に指定する道路

※3:緊急交通路

大規模な地震等の災害が発生した場合に、被災者の救難及び救助、緊急輸送等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、都道府県公安委員会が、一般車両の通行を禁止し、又は制限する道路

2-5. 道路啓開の目標

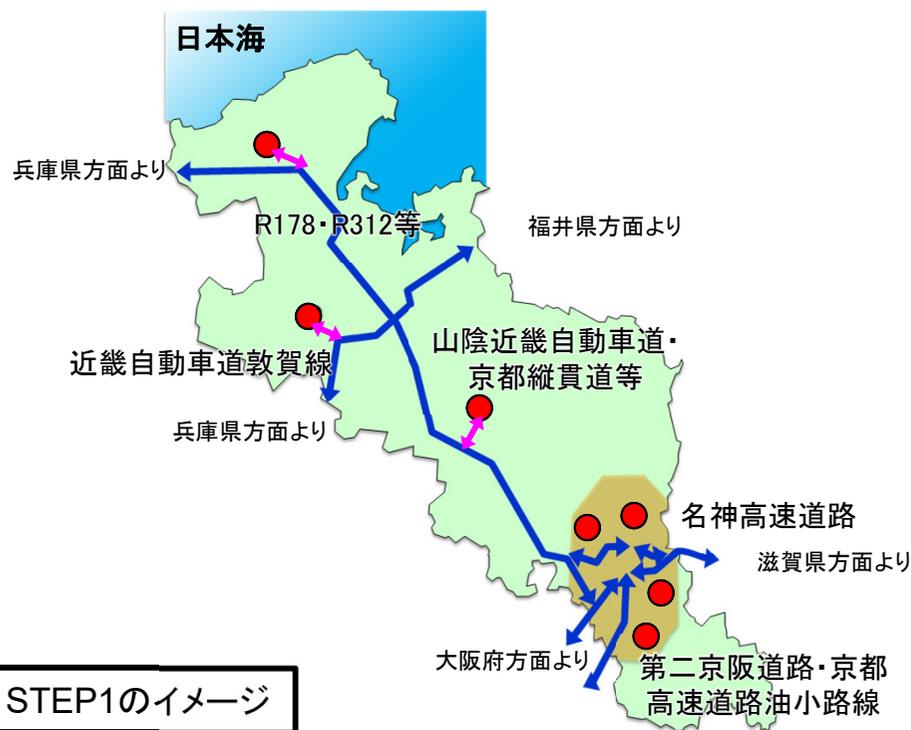
2.5.1 啓開STEPの設定

- 人命救助を目指した救助・救援ルートを確認するため、**発災後概ね24時間内**に「基幹ルート」及び甚大な被害が発生していない区域の「主要拠点への進出ルート」の道路啓開を完了し、**概ね72時間以内**に甚大な被害が発生している区域の「主要拠点への進出ルート」の道路啓開を完了することを目標とする。
- しかしながら東日本大震災では、道路啓開が概ね完了するまで7日間を要したことから、被災の状況によっては、72時間以降も道路啓開を継続する場合がある。
- なお、今後検討する主要拠点の優先順位に合わせて、啓開ルートにおいても優先順位を設定する。

【STEP1⇒概ね24時間以内完了(目標)】

各方面から京都市街地へ向かう「**基幹ルート**」を確保(安全性を確認)

甚大な被害(土砂災害等)が発生していない区域の「**主要拠点への進出ルート**」を確保



STEP1のイメージ

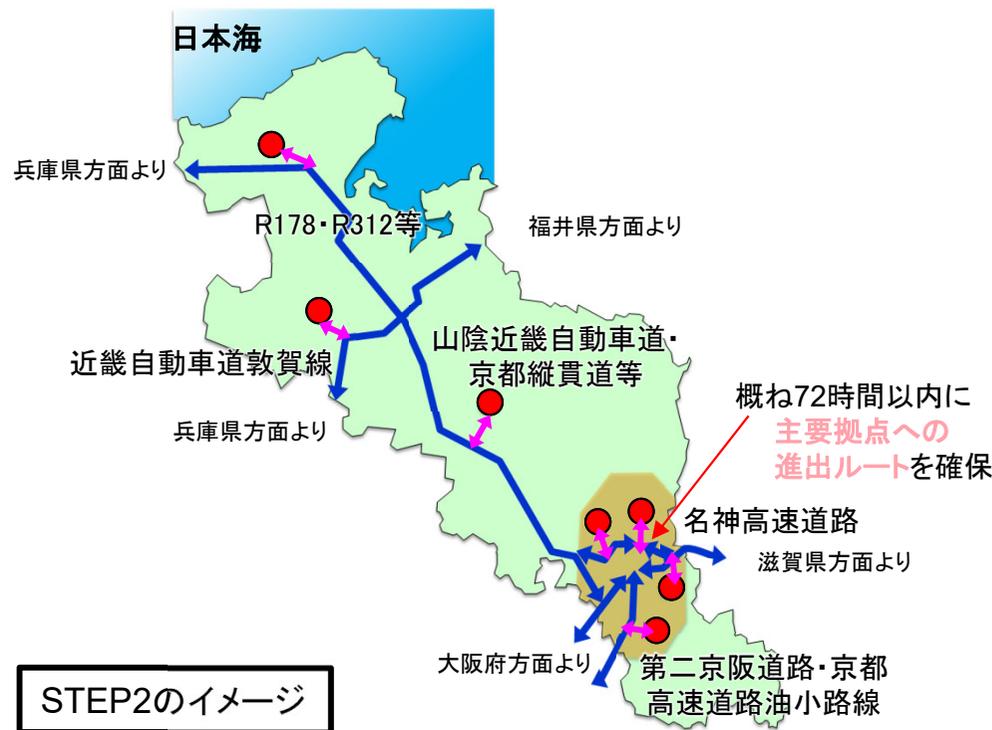
- : 甚大な被害が発生している区域
- : 主要拠点
- ↔ : 基幹ルート
- ↔ : 主要拠点への進出ルート

- 基幹ルート**: 救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート(自動車専用道路等で設定)
- 主要拠点への進出ルート**: 基幹ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート(一般国道、府道、市道等で設定)

【STEP2⇒概ね72時間以内完了(目標)】

甚大な被害が発生している区域の「**主要拠点への進出ルート**」を確保

(必要に応じてう回路を確保)



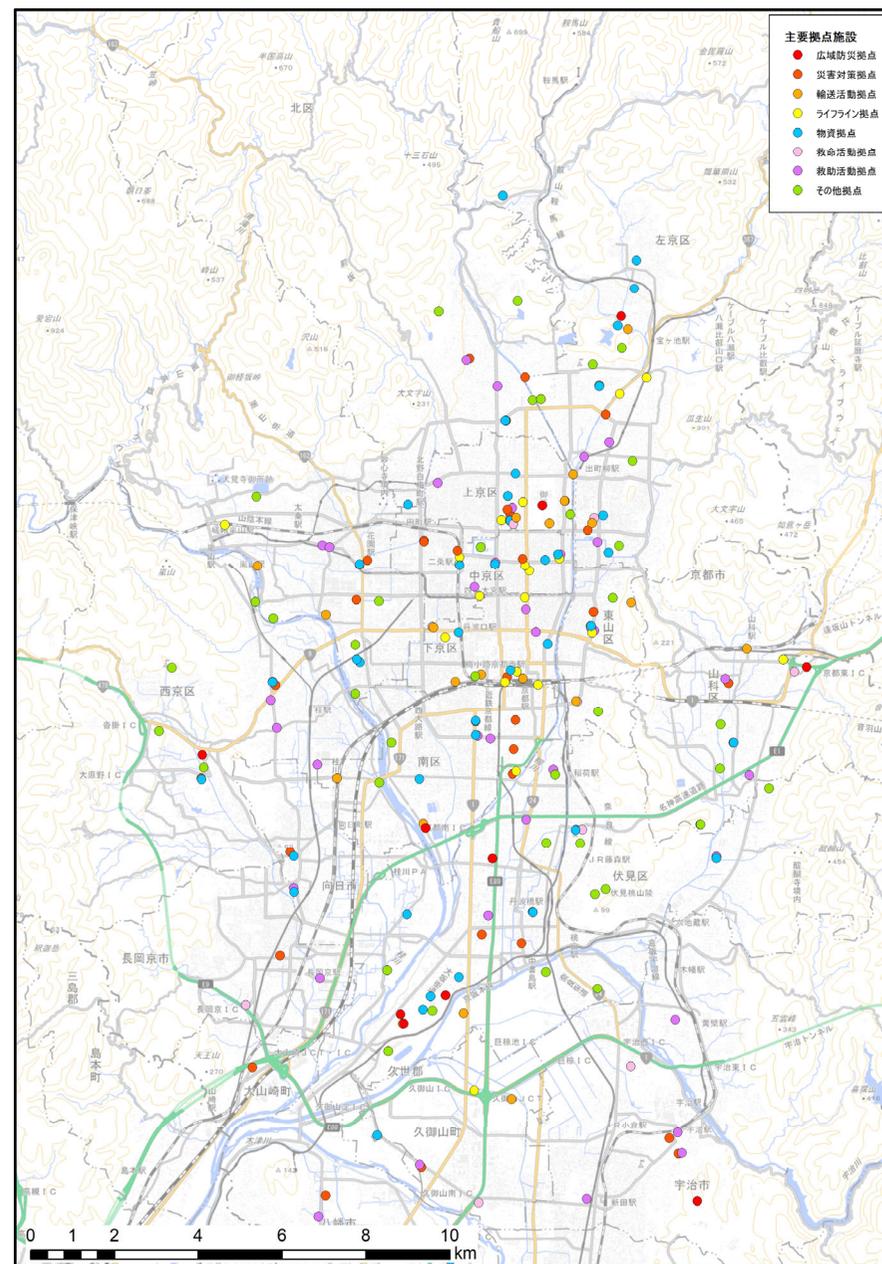
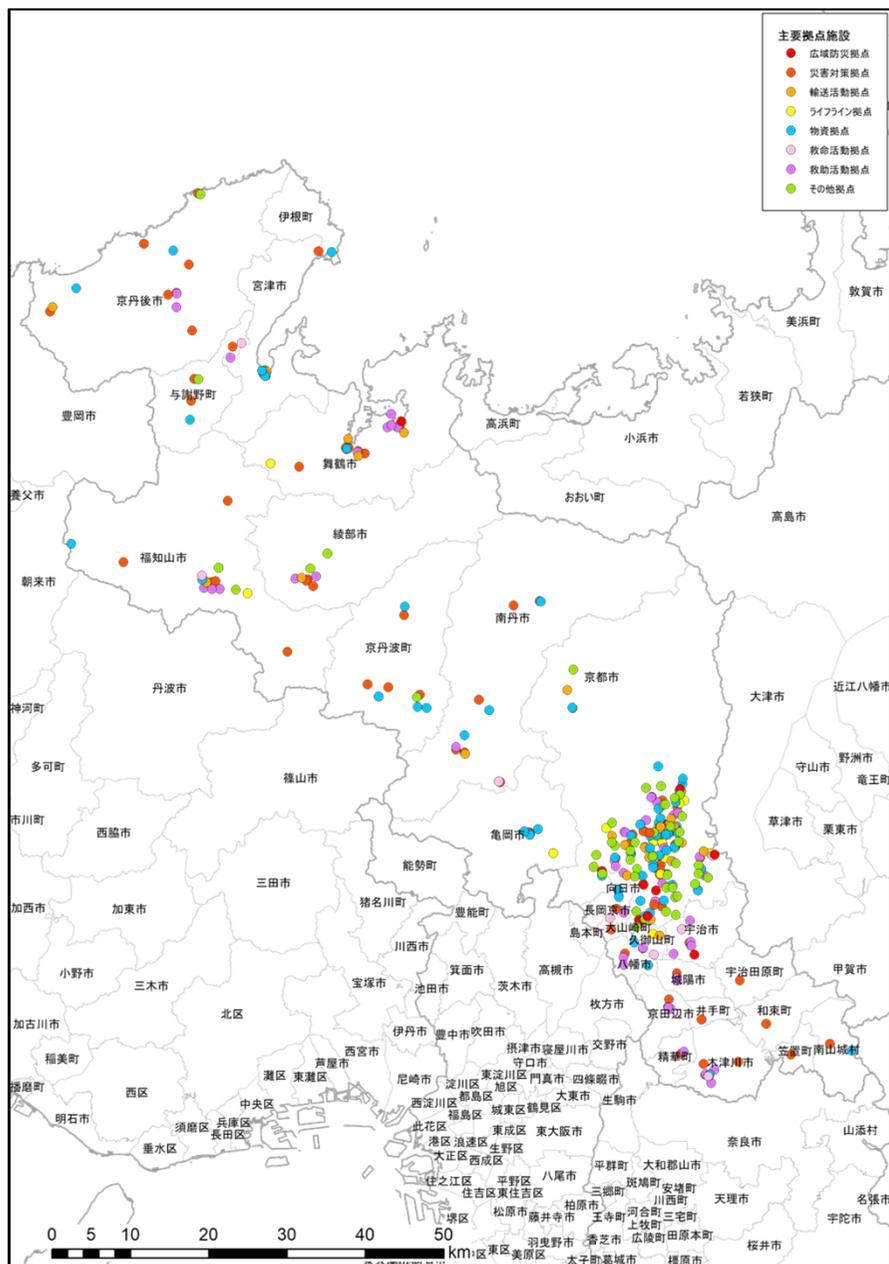
STEP2のイメージ

3. 啓開ルート計画

3-1. 主要拠点の選定

3.1.1 主要拠点の選定(拠点位置図)

内閣府:南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
京都府:京都府地域防災計画(R5.6)
京都市:京都市地域防災計画(R5.12)



3-2. 啓開ルートを選定

3.2.1 啓開ルート選定の考え方

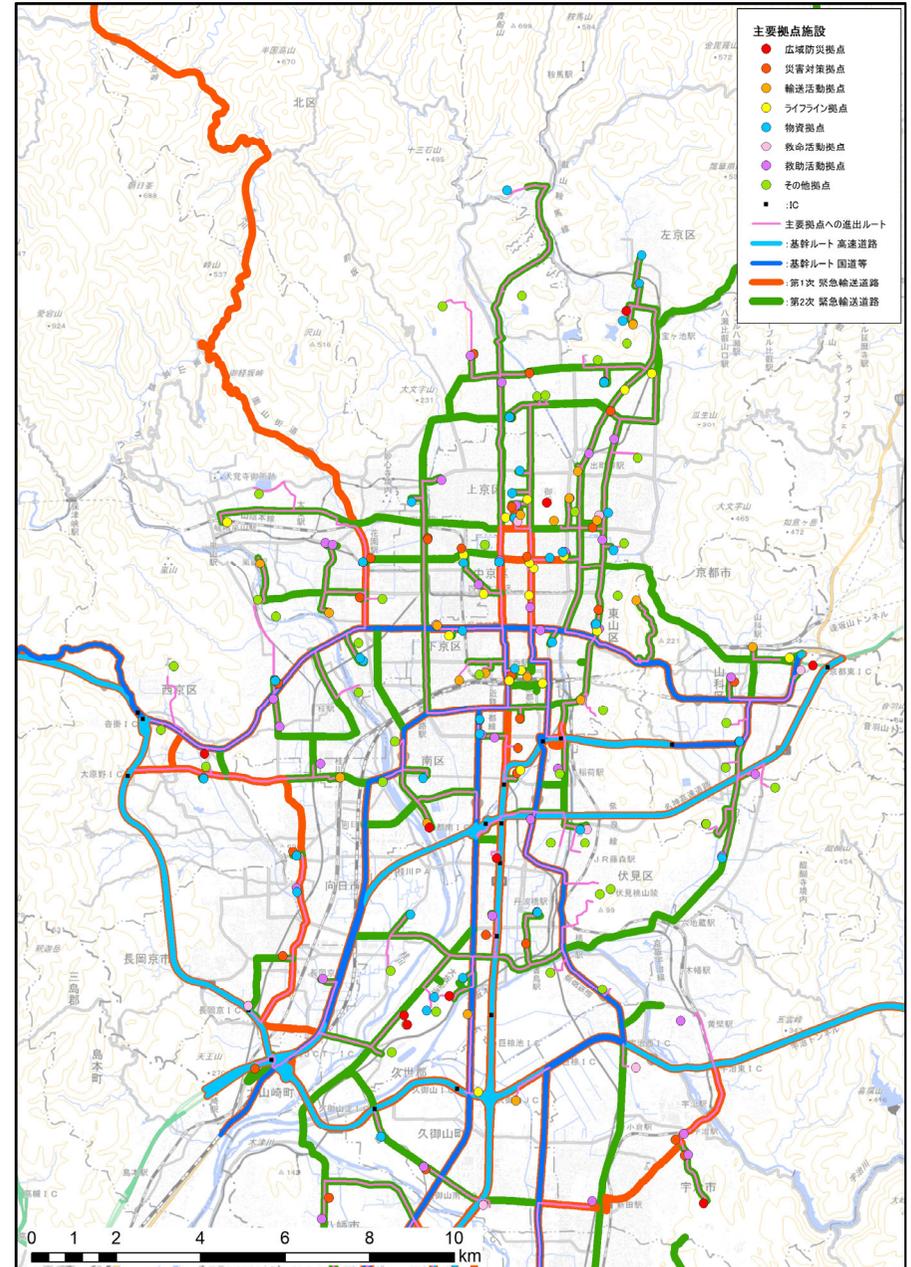
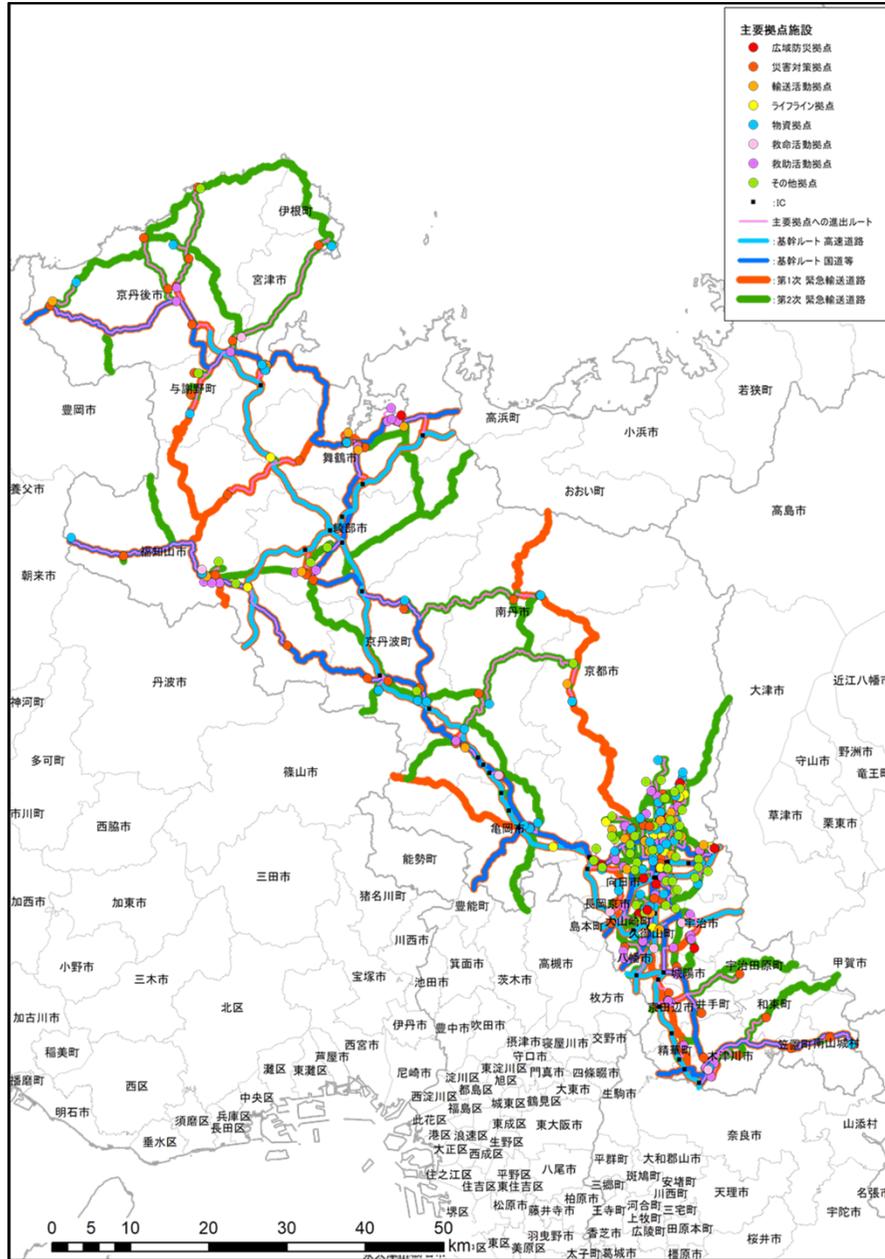
- 「**基幹ルート**(救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート)」は、自動車専用道路、一般国道等からの選定を基本として23路線を選定。
- 主要拠点と**基幹ルート**を結ぶ路線のうち、緊急輸送ルート・緊急輸送道路・緊急交通路指定候補路線を基本とし、啓開作業効率を考慮した「**主要拠点への進出ルート**」を選定。
- **主要拠点への進出ルート**の起点は、広域支援部隊(例:自衛隊、TEC-FORCE等)の受援を考慮し、自動車専用道路のICを原則。(主要拠点への進出ルートは地震によって変更の可能性あり)

■選定した基幹ルート

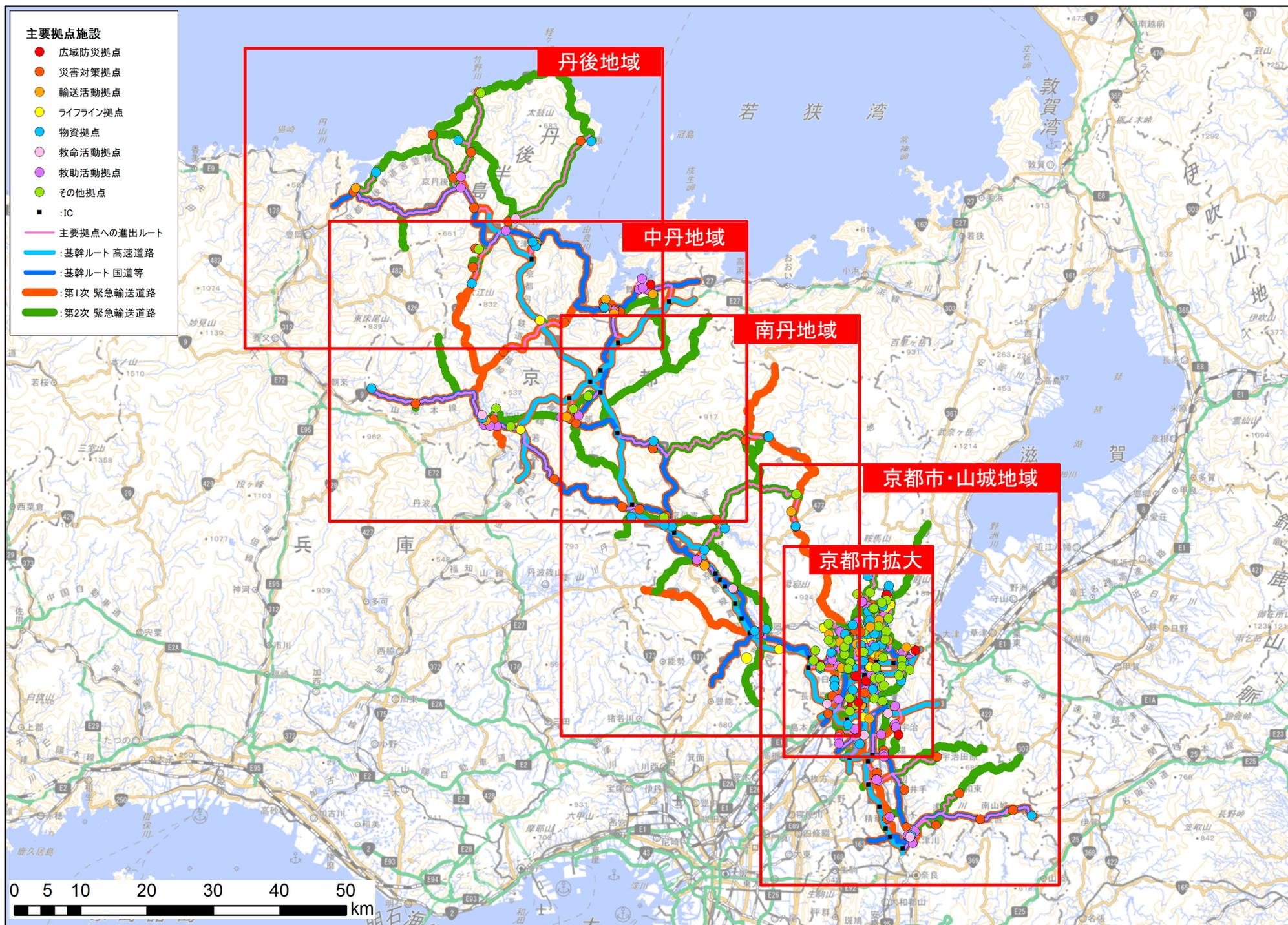
基幹ルート 想定路線	内閣府具体計画	緊急輸送道路ネットワーク計画		緊急交通路指定候補路線等
		京都府	京都市	
名神高速道路	緊急輸送ルート(高速道路等)	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	高速・自動車専用道路
新名神高速道路	緊急輸送ルート(高速道路等)	第1次緊急輸送道路	—	高速・自動車専用道路
京滋バイパス	緊急輸送ルート(高速道路等)	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	高速・自動車専用道路
第二京阪道路	緊急輸送ルート(高速道路等)	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	高速・自動車専用道路
京奈和自動車道	緊急輸送ルート(高速道路等)	第1次緊急輸送道路	—	高速・自動車専用道路
京都市道高速道路1号線	—	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	高速・自動車専用道路
舞鶴若狭自動車道	緊急輸送ルート(高速道路等)	第1次緊急輸送道路	—	高速・自動車専用道路
京都縦貫自動車道	緊急輸送ルート(高速道路等)	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	高速・自動車専用道路
山陰近畿自動車道	緊急輸送ルート(高速道路等)	第1次緊急輸送道路	—	高速・自動車専用道路
国道1号	緊急輸送ルート(一般国道)	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	一般国道
国道9号	緊急輸送ルート(一般国道)	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	一般国道
国道24号	緊急輸送ルート(一般国道)	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	一般国道
国道27号	—	第1次緊急輸送道路	—	一般国道
国道163号	—	第1次緊急輸送道路	—	一般国道
国道171号	—	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	一般国道
国道178号	—	第1次緊急輸送道路	—	一般国道
国道312号	—	第1次緊急輸送道路	—	一般国道
国道423号	—	第1次緊急輸送道路	—	一般国道
京都市外環状線	—	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	府道・京都市道
京都府道勸修寺今熊野線	—	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	—
京都市道大宅西野山線	—	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	—
京都市道山科西野山偉70号線	—	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	—
京都市道山科東野偉53号線	—	第1次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路	—

3-2. 啓開ルートの選定

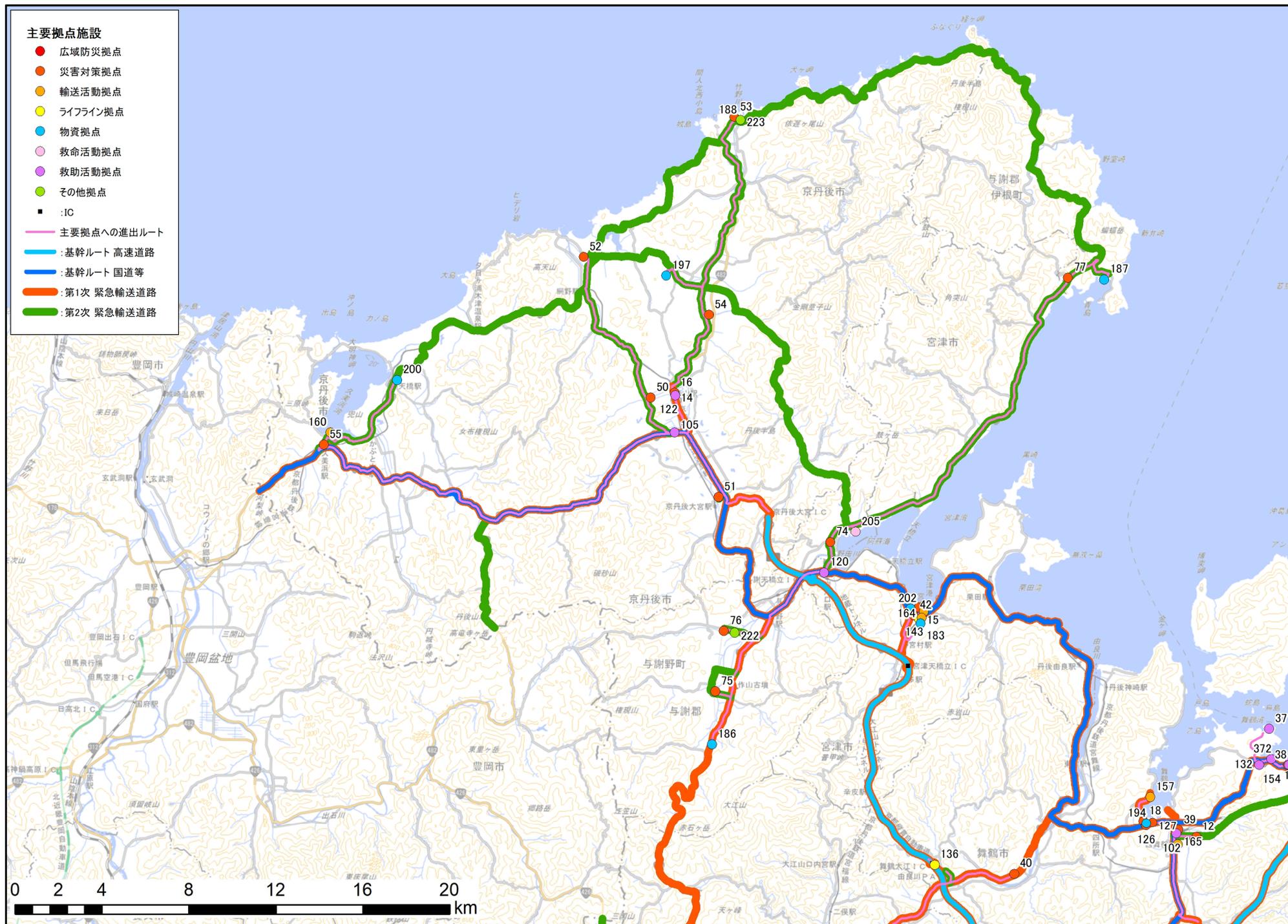
3.2.2 啓開ルートの選定(啓開ルートおよび主要拠点位置図)



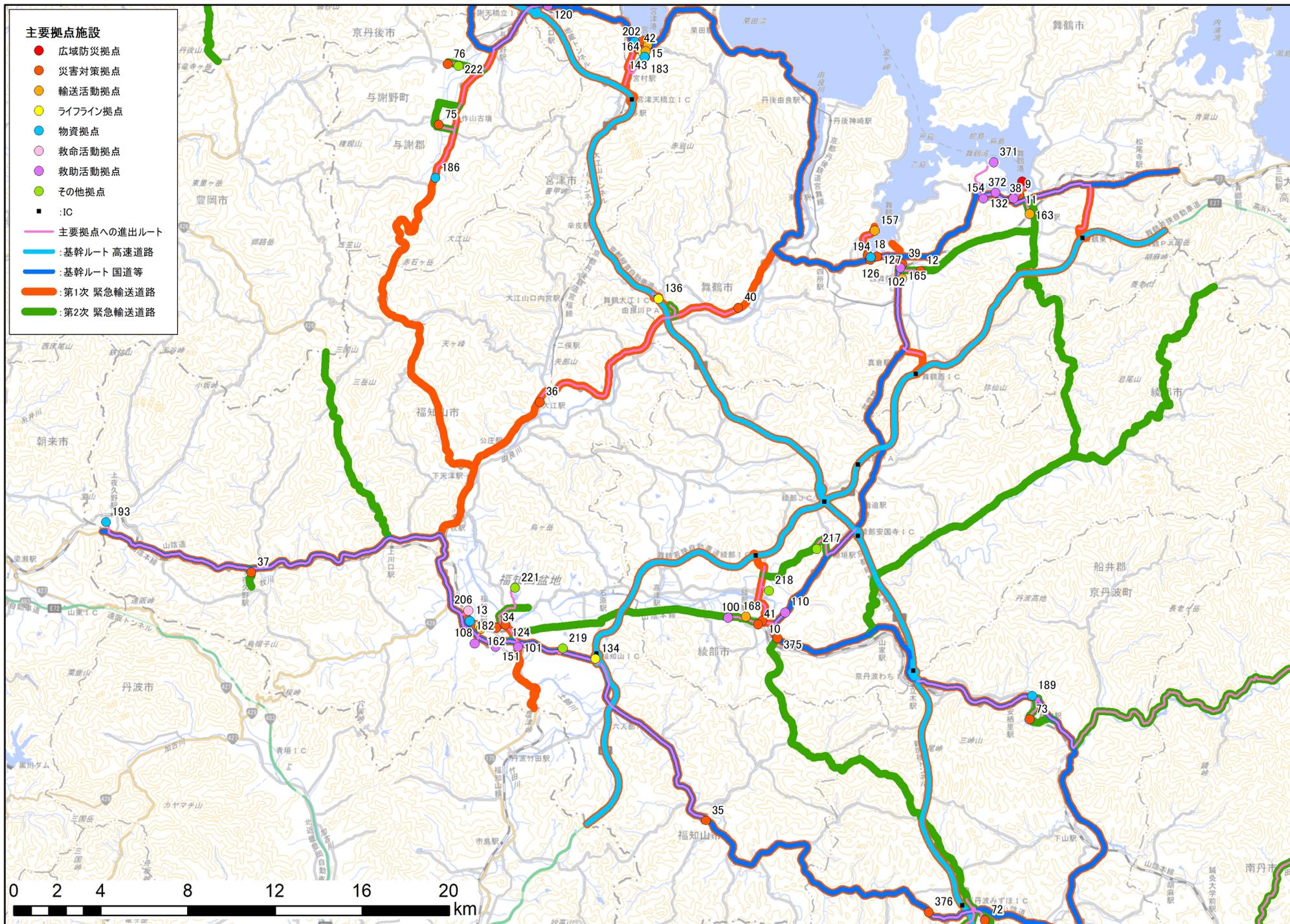
3-2. 啓開ルートを選定(京都府全体)



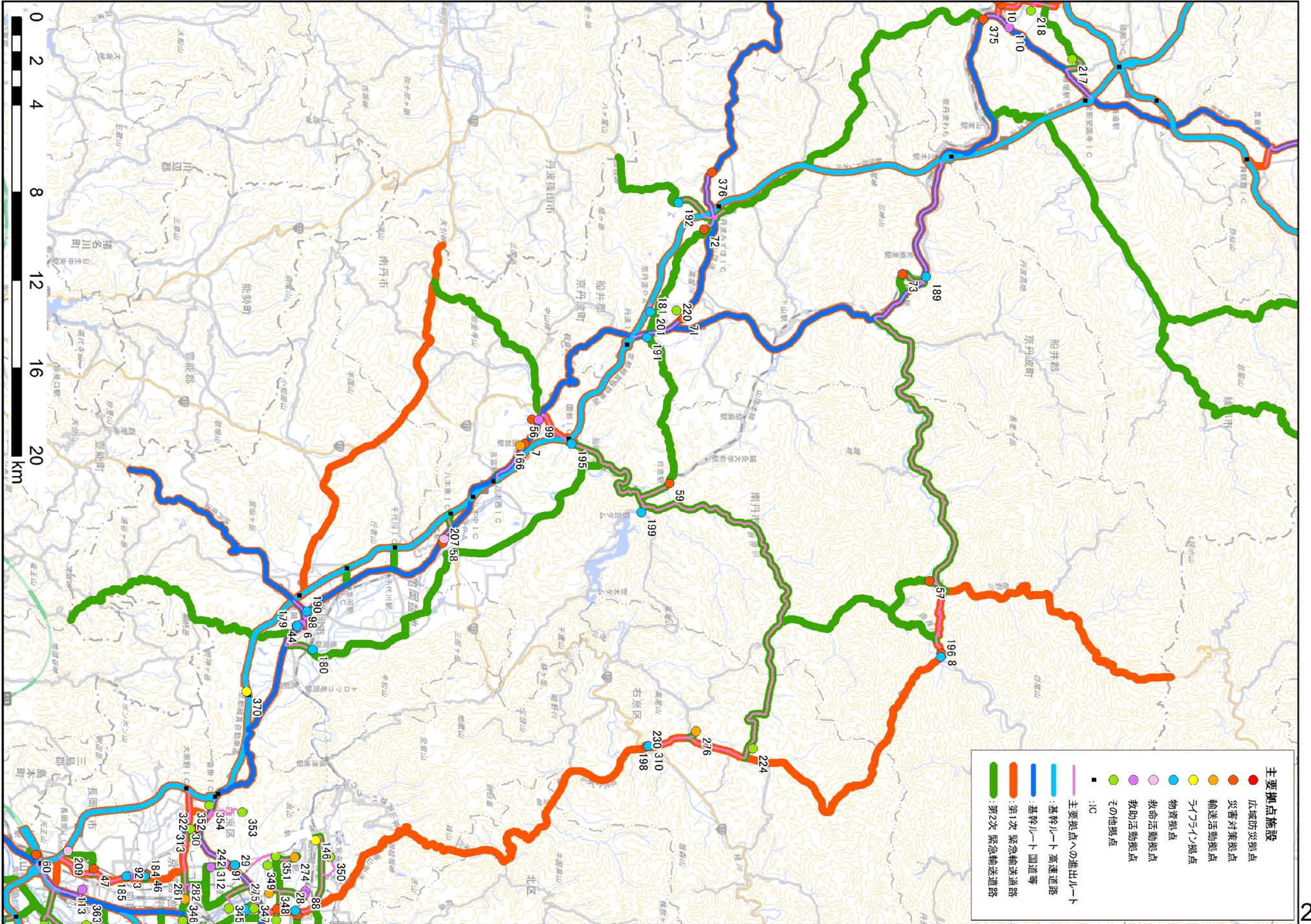
3-2. 啓開ルートを選定(丹後地域)



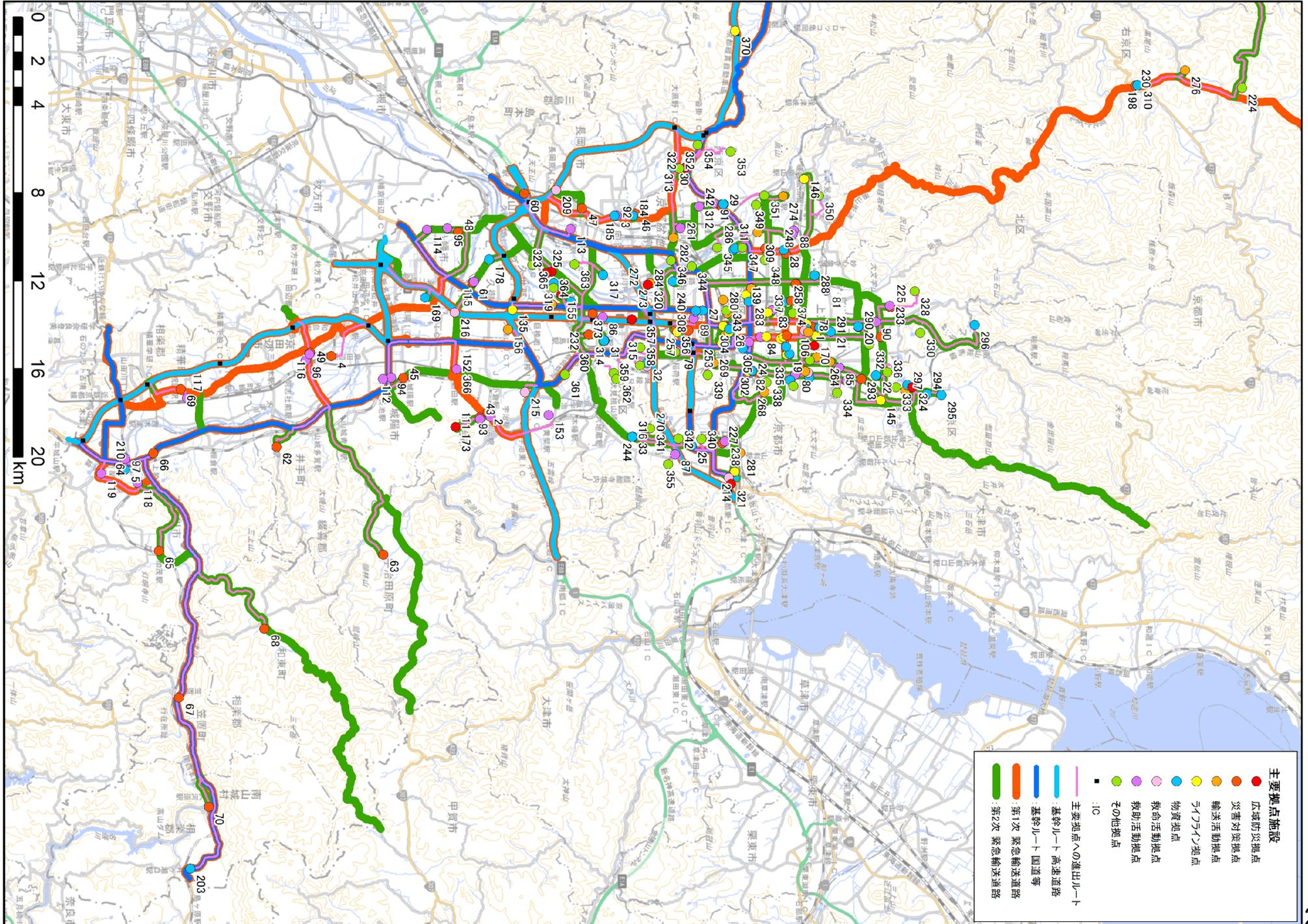
3-2. 啓開ルートを選定(中丹地域)



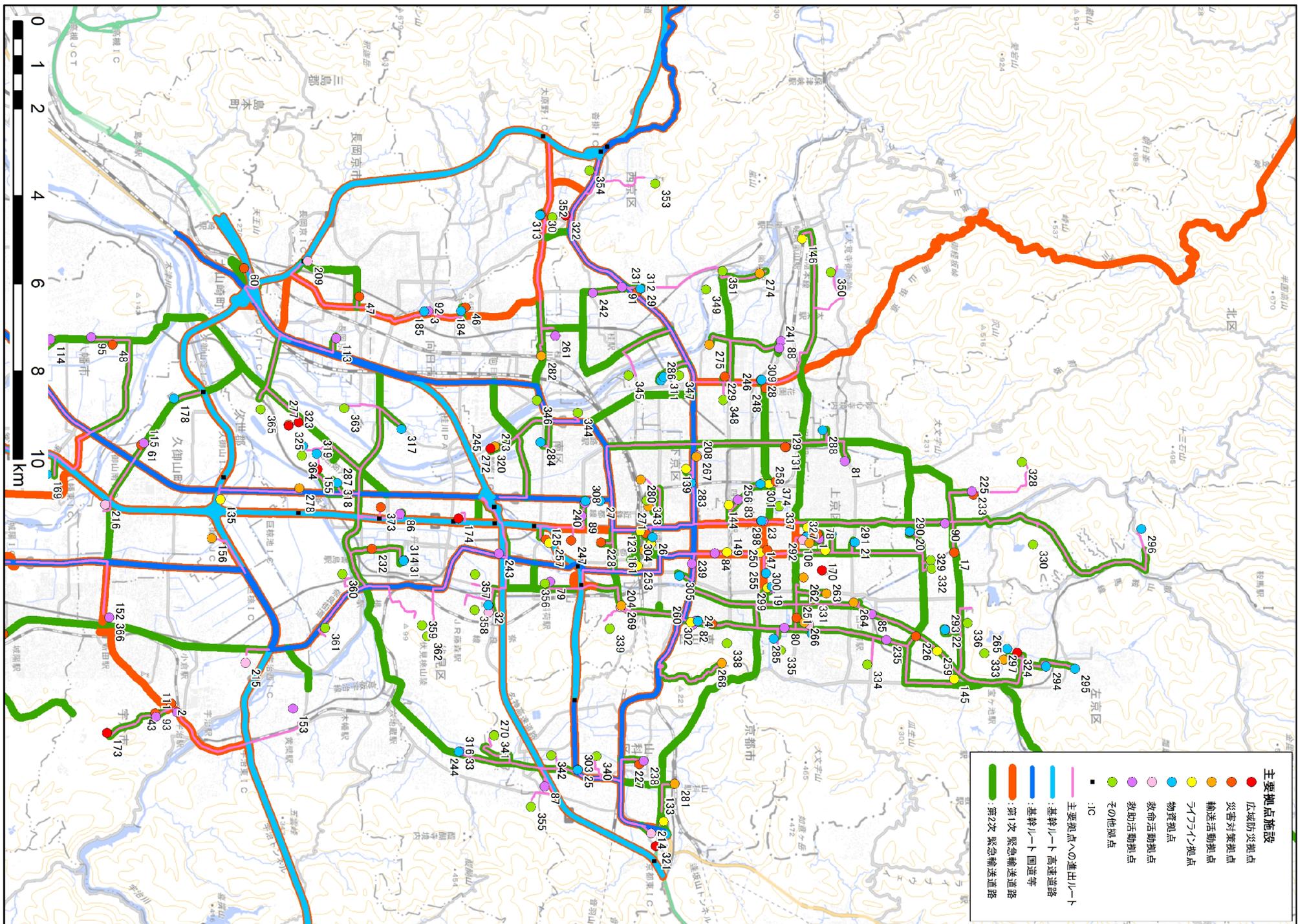
3-2. 啓開ルートを選定(南丹地域)



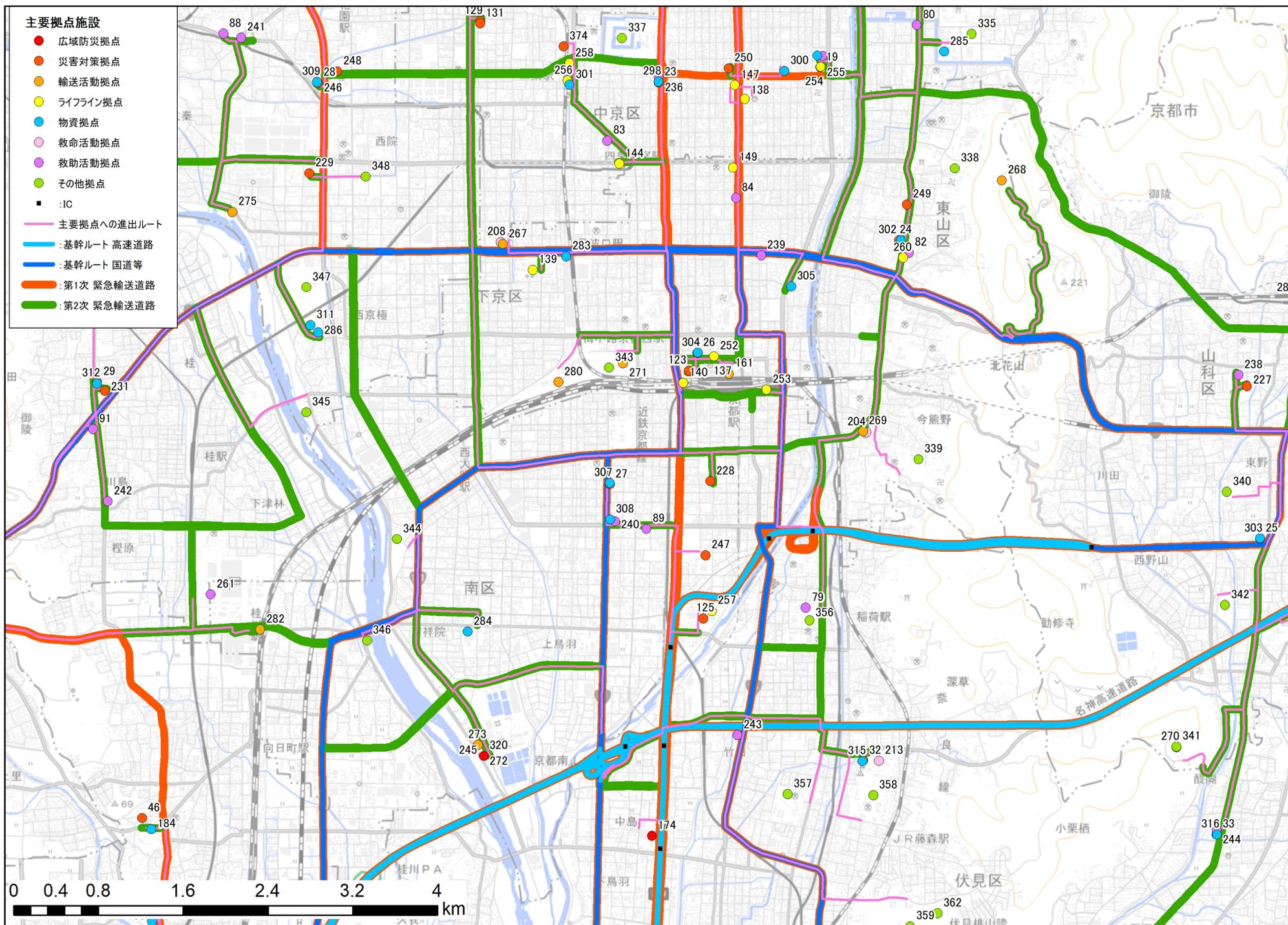
3-2. 啓開ルートを選定(京都市・山城地域)



3-2. 啓開ルートを選定(京都市拡大)



3-2. 啓開ルートを選定(京都駅周辺)



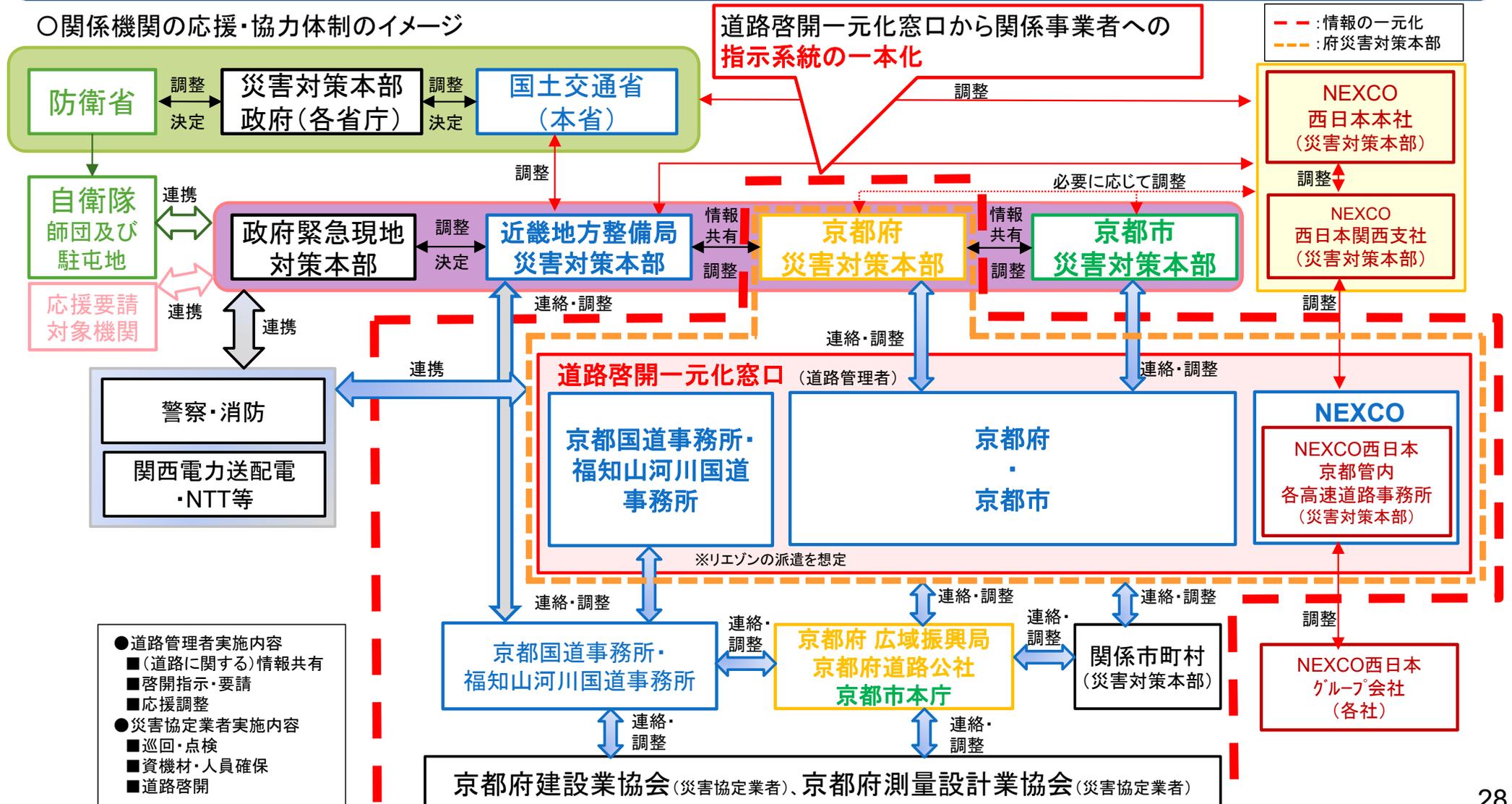
4. 情報収集・連絡、連携

4-1. 連絡系統

4.1.1 関係機関の応援・協力体制

- 各道路管理者からの道路に関する情報を道路啓開一元化窓口で集約する。
- 政府緊急現地対策本部、近畿地方整備局及び京都府災害対策本部、京都市災害対策本部との調整を踏まえ、道路啓開一元化窓口により『啓開ルート』を決定する。
- 道路啓開に時間を要する場合は、警察、消防などの実働機関は空路・海路による救助を前提に活動する必要があることから、これらの機関に啓開完了時期の見込みを連絡・報告することに留意する。

○関係機関の応援・協力体制のイメージ

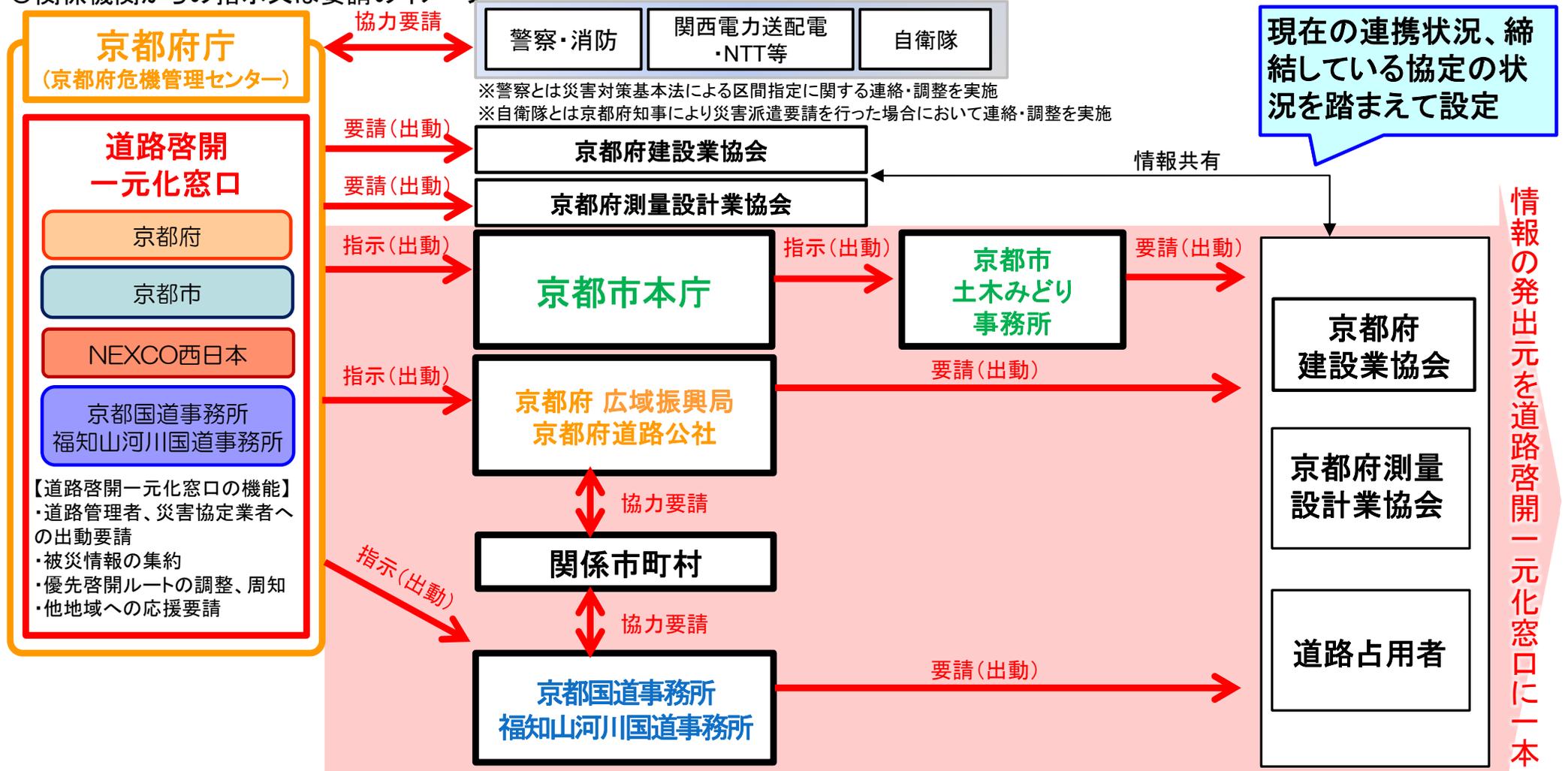


4-1. 連絡系統

4.1.2 指示系統

- 京都府庁内等に国・府・市・NEXCO西日本で構成した道路啓開一元化窓口を設置するとともに、各地域の土木事務所等を地域拠点として指示系統の一本化を図る。
- 京都府建設業協会、京都府測量設計業協会に対して、災害協定に基づく協力要請は道路啓開一元化窓口より実施し、具体的な作業要請は各道路管理者により実施する。なお、各道路管理者からの各協会への要請が別々に行われることとなるため、道路啓開一元化窓口において決定した優先順位に基づいて各協会への要請を行うことに留意する。

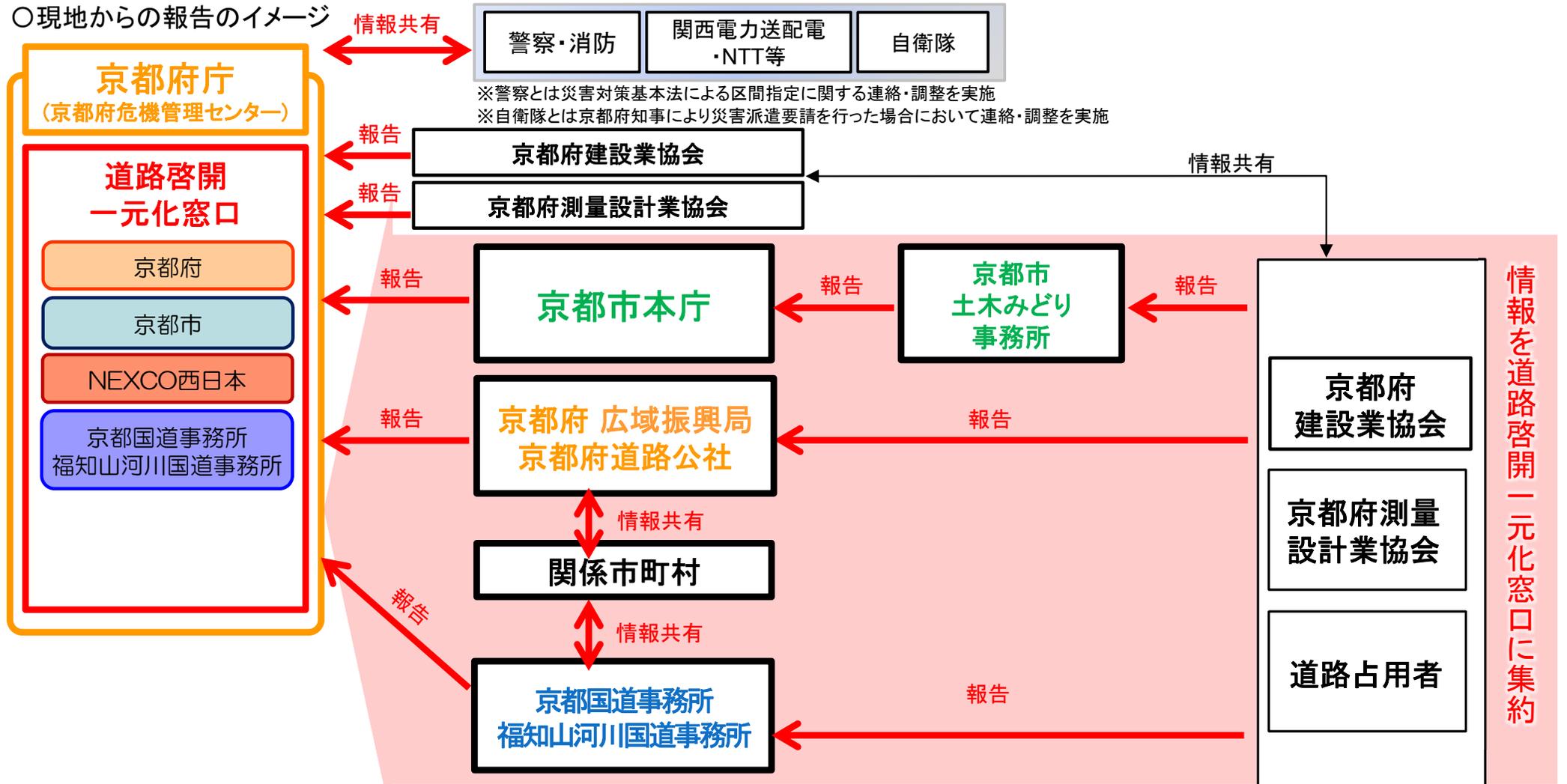
○関係機関からの指示又は要請のイメージ



4-1. 連絡系統

4.1.3 現地における情報の報告

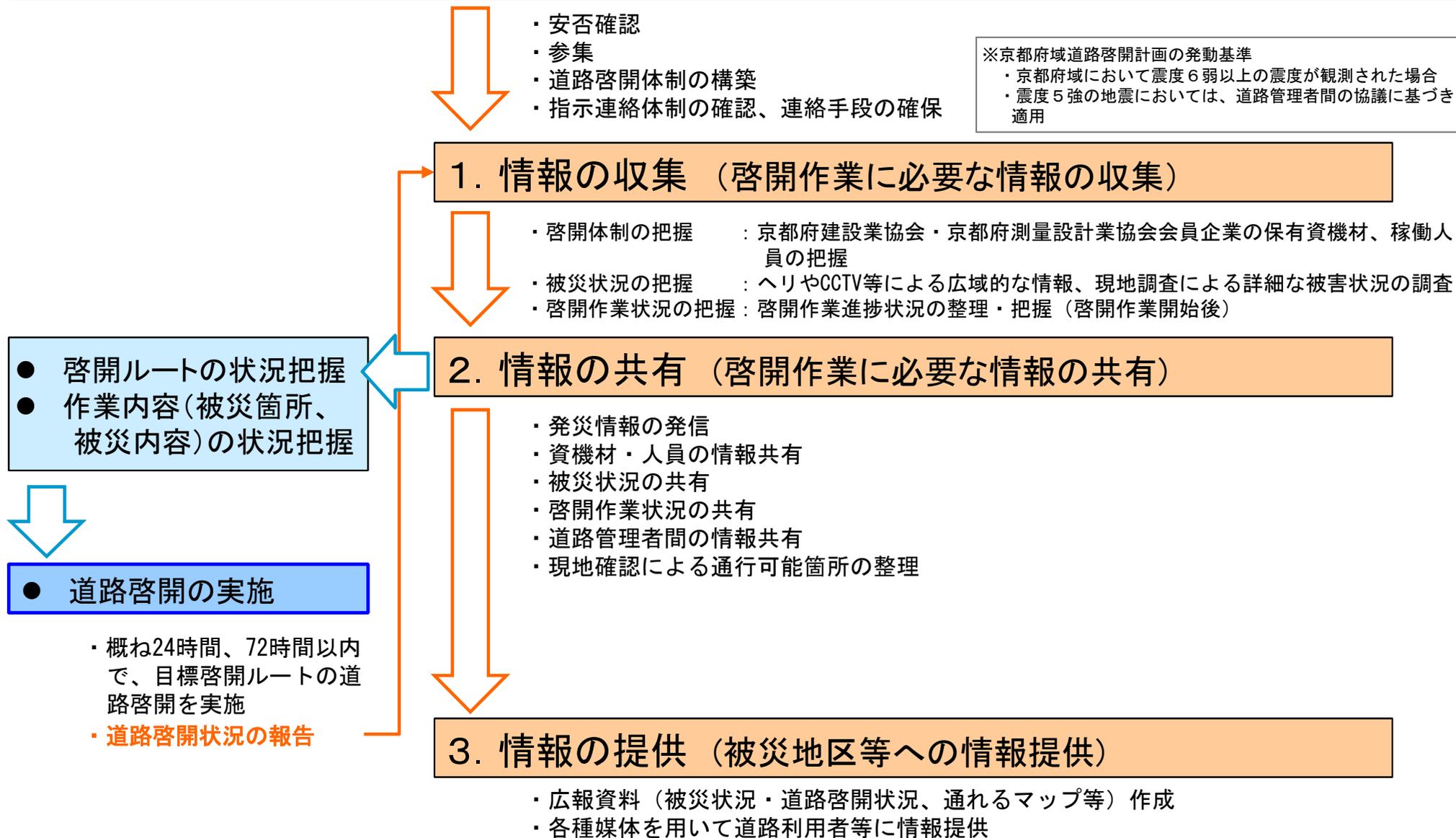
- 連絡系統に基づいて、「京都府建設業協会」、「京都府測量設計業協会」からの被災調査情報を国道事務所・府広域振興局・京都市で集約し、道路啓開一元化窓口へ報告する。
- 現地においては、道路本体(段差・陥没)、建物等によるガレキ、路上車両、電柱倒壊等の被災状況と被災規模を把握する。



4-2. 情報収集・連絡手段の確保及び運用方法

4.2.1 道路啓開に係る情報収集、共有、提供の流れ

●大規模地震の発生



4-2. 情報収集・連絡手段の確保及び運用方法

4.2.2 道路啓開時に把握すべき情報について

1. 啓開体制の把握

- ・啓開作業に従事している人員体制
- ・啓開資機材の過不足

2. 道路の被災状況の把握

(1) 広域情報の把握

- ・ヘリ・CCTVからの情報収集
- ・ITSスポット、可搬型路側機、AIwebカメラの活用、衛星データ、民間カーナビ情報の活用を検討
- ・機動的な被災状況の把握に向けて、自動二輪車を保有する団体等との連携などの被災状況把握体制の強化について検討
- ・マスメディア、インターネット(SNS含む)、地域住民・道路利用者からの通報

(2) 道路の通行の可否

- ・参集時における道路の通行状況
- ・進出時等における道路の通行状況
- ・未調査区間
- ・道路啓開完了区間

(3) 道路の被災の概要

- ・啓開ルートの概略の被害状況及び作業量
- ・う回路の有無・経路

(4) 道路管理者とライフライン等の関係機関との連携

- ・国(本省)レベル・出先機関(ブロック・各府県)レベル・現場(振興局単位)レベルそれぞれでの被災状況や啓開路線に関する情報共有を検討

3. 啓開作業状況等の把握

- ・道路啓開の作業内容(がれき撤去、応急復旧等)
- ・道路啓開の進捗状況(啓開完了延長、今後の見通し等)
- ・緊急交通路の指定に関する情報共有

4-2. 情報収集・連絡手段の確保及び運用方法

4.2.3 情報の収集

情報収集の考え方(被災状況の把握)

各道路管理者・京都府建設業協会・京都府測量設計業協会は、被災状況や被災規模、被災箇所、道路通行の可否など道路啓開の情報を把握する。

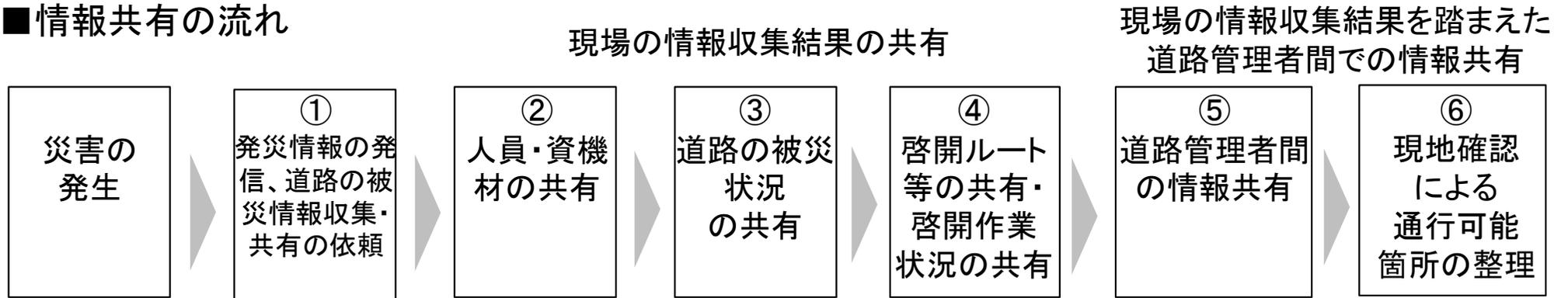
被災状況の把握方法		収集内容
広域情報の把握	①ヘリ・CCTVからの情報収集 ②マスメディア・インターネット(SNS等)からの情報収集	➤ 道路の通行の可否 ➤ 道路の被災の概要 ・被災箇所 ・被災状況(事象、規模) ・う回路の有無 等
被災状況の把握	①道路管理者による調査 ・啓開ルート(各道路管理者で実施) ②京都府建設業協会(協定)による調査 ・啓開ルート(各担当割付区間で実施) ③京都府測量設計業協会(協定)による調査 ・啓開ルート(調査が必要な区間で実施)	

4-2. 情報収集・連絡手段の確保及び運用方法

4.2.4 情報の共有 (1) 情報共有の流れ

- 情報共有の流れは、「①発災情報の発信、被災情報収集・共有の依頼」～「⑥現地確認による通行可能箇所の整理」までの6段階を設定する。
- 情報共有手段として、通信規制が少ないCloudサービスによる情報共有システム(今後構築予定)の他、メール、電話、FAX等を使用する。

■ 情報共有の流れ



■ 情報共有システム(今後構築予定)のイメージ

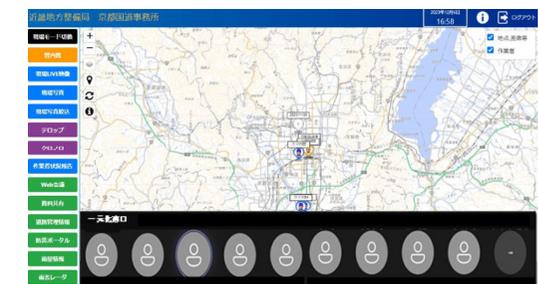
発災情報の発信、道路の被災情報収集・共有の依頼
(通知・メッセージ機能)



道路の被災状況の共有
(被災状況報告機能)



道路管理者間等の情報共有
(WEB会議機能)

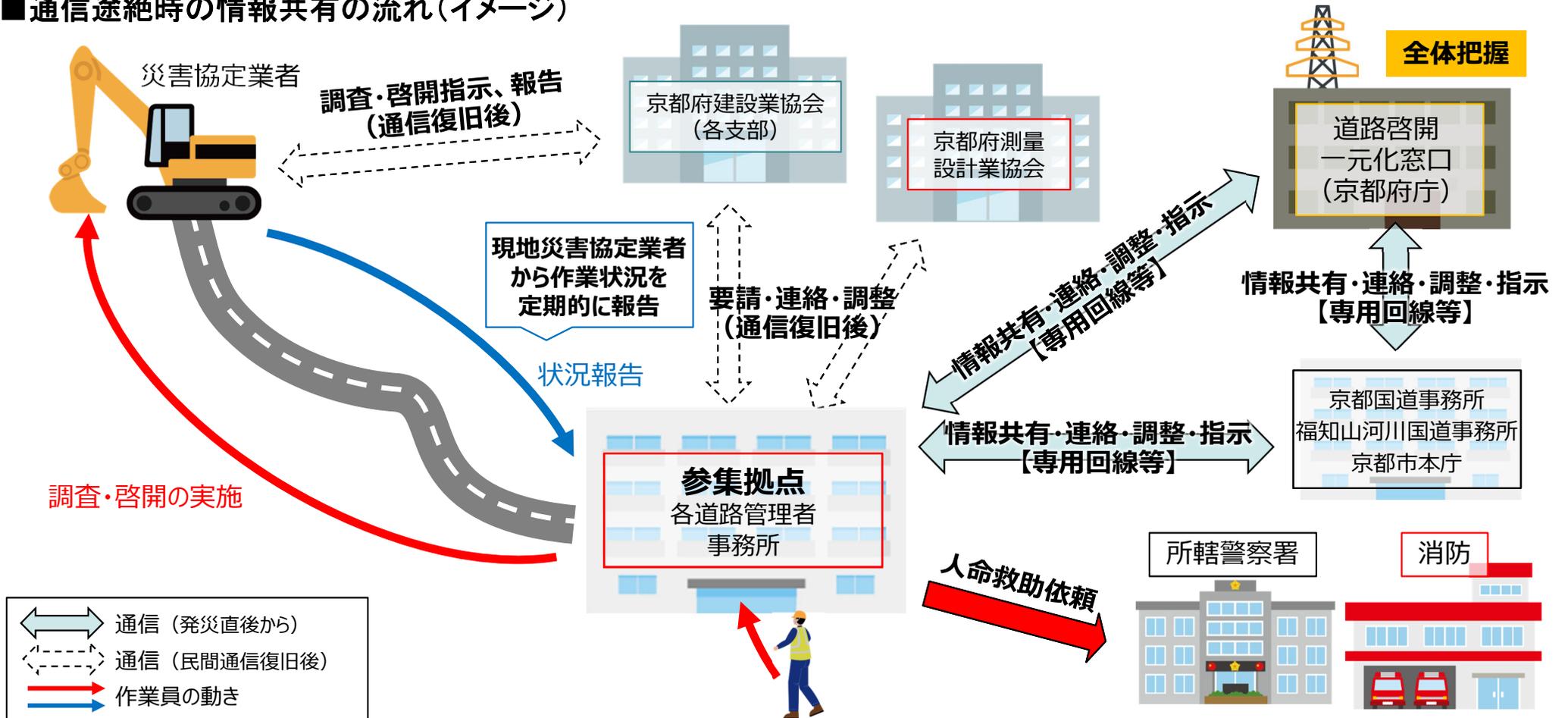


4-2 情報収集・連絡手段の確保及び運用方法

4.2.4 情報の共有 (2)通信途絶時の対応

- インターネット通信や電話回線等が途絶（停電による通信途絶、通信量の増大による電話回線の輻輳、ケーブル及び中継器の損傷による通信途絶等）した場合には、災害協定業者（建設業者、測量業者）は事前に設定した参集拠点（各道路管理者の事務所等）に参集することとして、今後運用の具体化を検討する。
- 参集拠点でとりまとめた情報は通信途絶時にも対応可能な連絡方法（例：衛星通信車、Ku-SAT、衛星携帯電話、衛星インターネット等）を事前配備又は持参することで、通信の多重性・確実性を確保し、道路啓開一元化窓口を集約する。

■通信途絶時の情報共有の流れ（イメージ）



京都府建設業協会・京都府測量設計業協会会員企業は自動参集（今後、運用の具体化を検討する）



4-2. 情報収集・連絡手段の確保及び運用方法

4.2.5 情報の提供

(1) 広報資料作成

被災状況・道路啓開状況、通れるマップ

道路の被災情報及び道路啓開状況をもとに、「通れるマップ」等を作成する。

■ 道路の被災状況の広報資料

災 害 情 報
 令和6年3月1日 14:00 現在
 国 土 交 通 省

令和6年能登半島地震における被害と対応について (第79報)
※ これは速報であり、数値等は今後変わることもあります。

1 地震の概要

(1) 発生日時 令和6年1月1日 16:06~
 (2) 震源地及び地震の規模等 (震度5強以上)

地震検知日時	震央地名	マグニチュード	最大震度
2024/1/1 16:06	石川県能登地方	5.5	震度5強
2024/1/1 16:10	石川県能登地方	7.6	震度7
2024/1/1 16:12	能登半島沖	5.7	震度6弱
2024/1/1 16:18	石川県能登地方	6.1	震度5強
2024/1/1 16:56	石川県能登地方	5.8	震度5強
2024/1/1 18:08	能登半島沖	5.8	震度5強
2024/1/2 17:13	能登半島沖	4.6	震度5強
2024/1/3 02:21	石川県能登地方	4.9	震度5強
2024/1/3 10:54	石川県能登地方	5.6	震度5強
2024/1/6 05:26	石川県能登地方	5.4	震度5強
2024/1/6 23:20	能登半島沖	4.3	震度6弱

(3) 津波警報等
 ・1日16時10分に発生した石川県能登地方を震源とする地震の津波注意報は、2日10時00分に全て解除。
 (4) 1月1日16:10の地震について
 ①発生日時
 ・令和6年1月1日16:10
 ②震源及び規模 (暫定値)
 ・場所：石川県能登地方 (北緯37.5度、東経137.3度)
 ・規模：マグニチュード7.6 (暫定値)
 ・震源の深さ：16km (暫定値)
 ③各地の震度 (震度5強以上)

震度	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱
石川県	志賀町、輪島市	七尾市、珠洲市、穴水町、能登町	中能登町	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町	長岡市
新潟県			新潟中央区、新潟南区、新潟西端区、新潟西端区、三条市、柏崎市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、南魚沼市、阿賀町、刈羽村		
富山県			富山市、高岡市、水見市、小矢部市、砺波市、射水市、舟橋村		

出典：令和6年度能登半島地震における被害と対応について、国土交通省HP

■ 道路啓開状況の広報資料

令和6年能登半島地震 能登半島 道路の緊急復旧の状況 令和6年1月26日(金)7時00分時点
国土交通省・石川県

○1/2から幹線道路の緊急復旧に着手。24時間体制を構築し、地元を中心とした各建設業協会や(一社)日本建設業連合会の応援を受け、緊急復旧作業を順次実施。
 ○沿岸部では被災箇所が多数確認されているため、自衛隊と連携し、内陸側・海側の両方からくしの直状の緊急復旧も進め、10万円で道路を確保。
 ○孤立集落は1/19に実質的に解消。引き続き、水道・電気などの要望、自治体の要請を踏まえ、緊急復旧を実施。

緊急復旧の進捗率	現在
半島内の主要な幹線道路	約6割 ⇒ 約9割
うち国道249号沿岸部※1	約2割 ⇒ 約8割
沿岸部への到達※2	6方向 ⇒ 10方向

※1：輪島市門前町～珠洲市役所、※2：内陸側・海側の両方

・孤立地区数の推移 (※)

日時	地区数
1月5日8時	33地区 (※1,※2,※3)
1月21日16時	実質的に解消 (※4地区14人)※2

※1：内陸側孤立集落より多い ※2：孤立地区数 ※3：孤立地区人数

出典：令和6年能登半島地震 能登半島 道路の緊急復旧の状況 (令和6年1月26日7時) 国土交通省HP

<通れるマップイメージ>

出典：道路復旧見える化マップ 国土交通省HP

4-2. 情報収集・連絡手段の確保及び運用方法

4.2.5 情報の提供 (2) 情報提供

情報提供の方法

道路管理者は、道路利用者、地域住民及び報道機関に対して、道路の被災状況、通行可能区間、道路啓開状況について、各種媒体を用いて情報提供を実施する。

○ホームページ



京都府 HP
(京都府道路情報管理・提供システム)



京都市 HP
(京都市防災ポータルサイト)



NEXCO西日本 HP
(道路交通情報)



国土交通省 HP
(道路情報提供システム)

○マスコミ(TV ラジオ 新聞)



報道機関への積極的な情報提供

○現場の立て看板



○道路情報板



情報共有システム等で集約した内容を提供

○防災無線

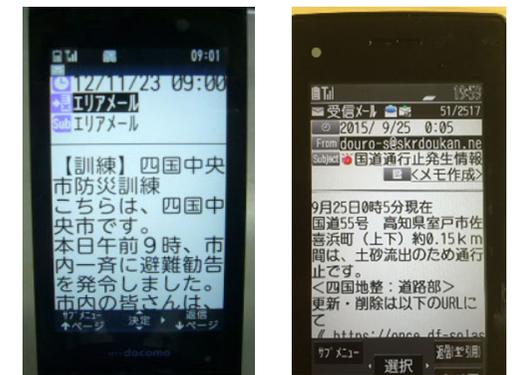


○SNS(X・LINE等)



例: 京都国道事務所

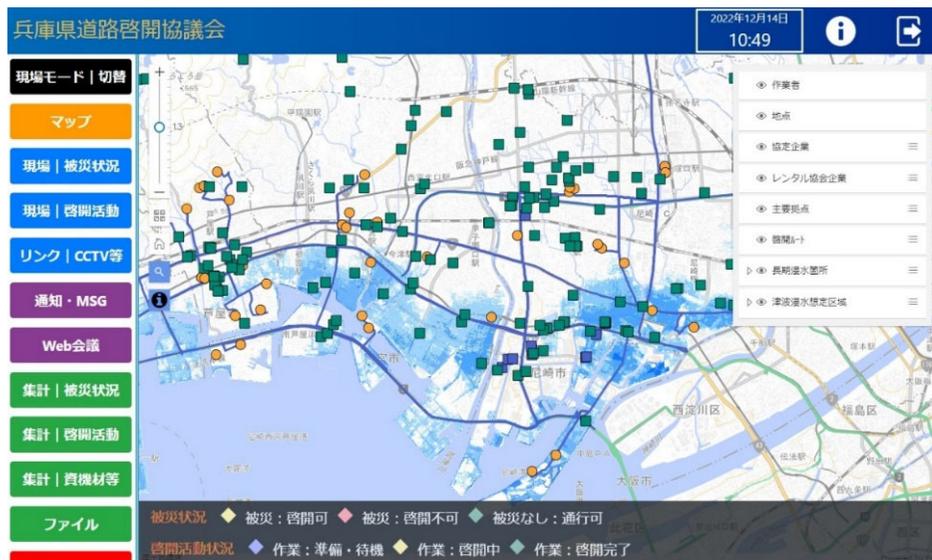
○エリアメール



4-3. 訓練の実施

- 本計画に示した連絡系統に基づき道路の被災情報や道路啓開状況の情報連絡を確実に行うためには、事前の備えとして訓練の実施を検討する。
- 訓練は、「情報共有システム(今後構築予定)」を活用した訓練シナリオを立案のうえ、関係機関で実施し、評価を行う。また、その結果に応じて運用等の見直しを図る。

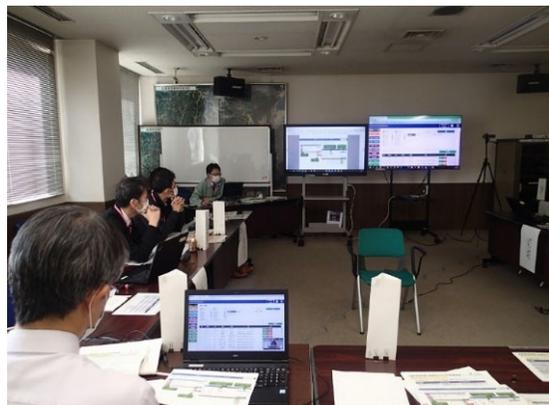
■情報共有システム画面の事例(下図は兵庫県の例)



【図面上の凡例】

- … 協定企業(建設業者)
- … 主要拠点
- … レンタル協定企業
- … 啓開ルート

■訓練実施(写真は兵庫県の実施例)



■訓練シナリオ(下図は兵庫県での実施例)

■訓練シナリオに基づく各フェーズでの実施内容

項目	対応業務	実施内容										実施内容		
		被災情報収集	被災情報共有	被災情報確認	被災情報更新	被災情報削除	被災情報検索	被災情報印刷	被災情報共有	被災情報確認	被災情報更新		被災情報削除	
1. 被災情報収集(現場)	1-1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	被災情報収集(現場)の実施内容	被災情報収集(現場)の実施内容
2. 被災情報共有(現場)	2-1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	被災情報共有(現場)の実施内容	被災情報共有(現場)の実施内容
3. 被災情報確認(現場)	3-1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	被災情報確認(現場)の実施内容	被災情報確認(現場)の実施内容
4. 被災情報更新(現場)	4-1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	被災情報更新(現場)の実施内容	被災情報更新(現場)の実施内容
5. 被災情報削除(現場)	5-1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	被災情報削除(現場)の実施内容	被災情報削除(現場)の実施内容
6. 被災情報共有(会議室)	6-1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	被災情報共有(会議室)の実施内容	被災情報共有(会議室)の実施内容
7. 被災情報確認(会議室)	7-1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	被災情報確認(会議室)の実施内容	被災情報確認(会議室)の実施内容
8. 被災情報更新(会議室)	8-1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	被災情報更新(会議室)の実施内容	被災情報更新(会議室)の実施内容
9. 被災情報削除(会議室)	9-1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	被災情報削除(会議室)の実施内容	被災情報削除(会議室)の実施内容

4)被災状況の情報収集・整理

- 4-1) 啓開実施者が現地で把握した被災情報を「写真・動画機能」で登録
- 【登録方法】
- 被災情報収集後、自らの会社に到着後登録を想定し、PCにて登録を行う
 - 被災想定とする情報はあらかじめPC内に写真とテキストを保存
 - 被災想定位置については別途配布資料をもとに確認し、システムに位置を指定して登録
- 【本訓練での登録者】
- 啓開実施者(事務局(コンサル)が代理)

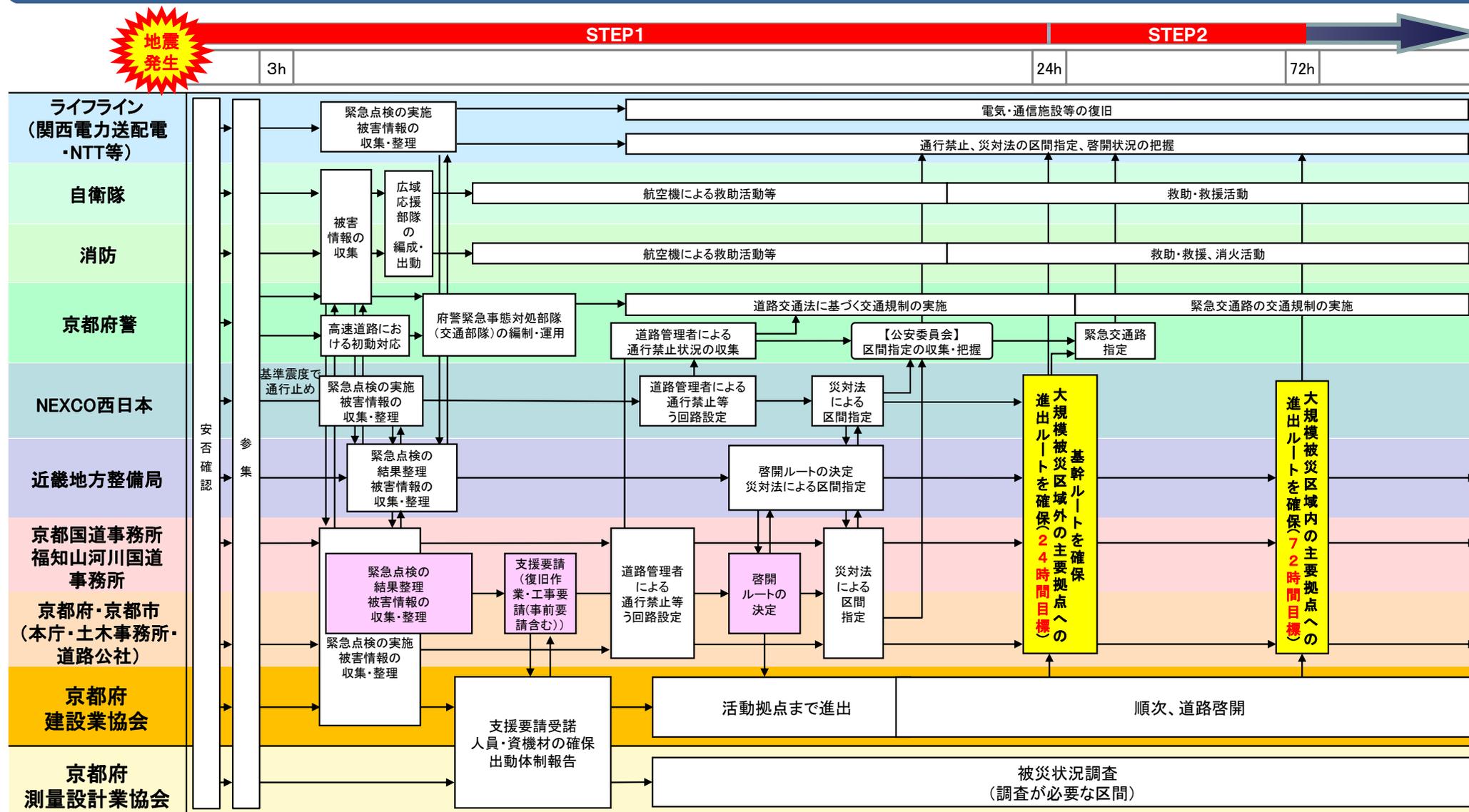
※本来は、現場でスマホを用いた登録ができますが、今回の訓練は会議室に集まって訓練を実施するためスマホによる登録方法はここでデモとして事務局より説明いたします。

5. 啓開作業計画

5-1. 発災時の行動計画

5.1.1 タイムライン

- 発災後、安否確認を行った後、ただちに参集し、道路の緊急点検の実施・道路の被害情報の収集に着手する。
- 概ね24時間・72時間以内で、決定した啓開ルートの道路啓開を完了させる。
- しかしながら東日本大震災では、道路啓開が概ね完了するまで7日間を要したことから、被災の状況によっては、72時間以降も道路啓開を継続する場合がある。



※上記タイムラインは、各機関による活動事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

※地震発生直後の被害情報の収集においては、安全面から夜間作業は実施せず、翌日早朝から開始すること。

※関係道路管理者と京都府建設業協会及び京都府測量業協会との連携、関係市町村との連携は今後具体化。また、他の協会との連携も今後検討。

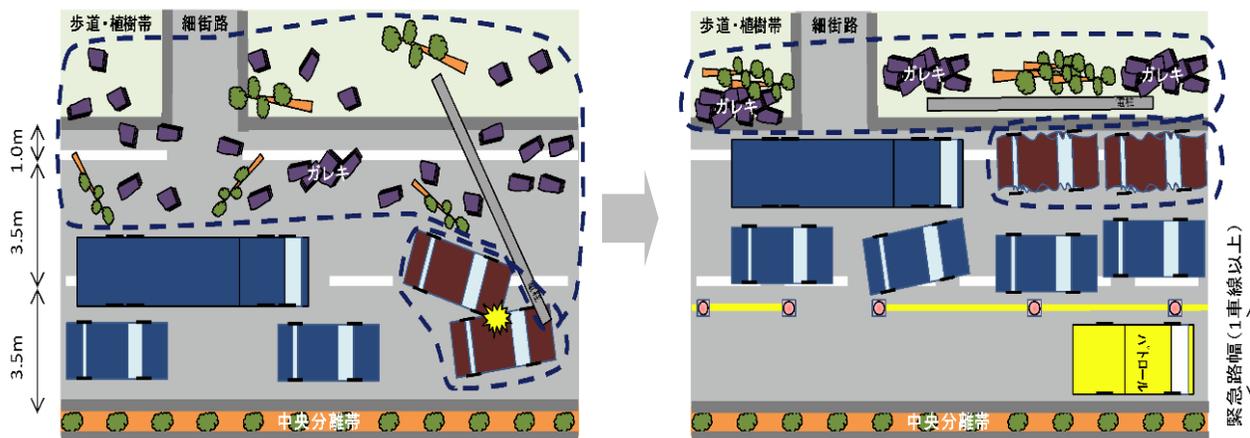
5-2. 道路啓開の作業要領

道路施設にかかる主な被災想定

- ① 橋梁段差（液状化による橋台背面盛土の沈下、支承の部損傷による上部構造の沈下）
- ② ガレキ等（沿道施設被害）
- ③ 放置車両等
- ④ 土砂（落石や自然斜面の崩壊）

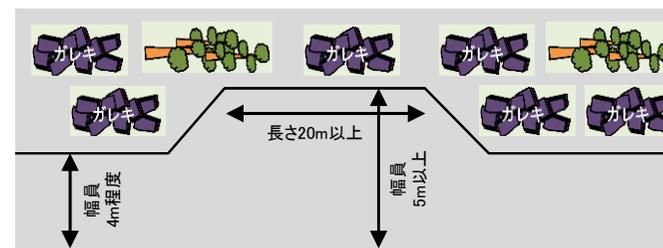
多車線道路の道路啓開は、上下各1車線として、計2車線の啓開を基本に実施する。
 2車線道路の道路啓開は、1車線（幅員4m程度※）+すれ違い区間の啓開を基本に実施する。
 ※普通車がすれ違える幅員を考慮

●道路啓開の作業イメージ



出典)首都直下地震道路啓開計画(初版)
 (平成27年2月 首都直下地震道路啓開計画検討協議会)

●すれ違い区間設置のイメージ



- ・すれ違い区間相互の距離は、概ね300m以内とする。ただし、交差点間隔や道路啓開作業の進捗状況に鑑み、臨機に対応するものとする。
- ・すれ違い区間の長さは20m以上とし、その区間の幅員は5m以上とする。なお、すれ違い区間の前後には、テーパ部を設けることが望ましい。

5-3. 人員・資機材、燃料等の備蓄・調達計画

5.3.1 被災想定量の算出方法の概要

➤ 道路啓開時間、調達が必要な資機材量算出の根拠として各被災の想定量を算出する。

想定項目	想定内容	必要資料
①橋梁段差	・大規模地震の揺れ、液状化による橋梁の被害(段差による通行障害等)を想定し算出する。	・震度分布 ・液状化分布 ・橋梁データベース
②ガレキ等	・大規模地震による沿道施設の倒壊の被害(沿道の建物・電柱の倒壊等)を想定し算出する。	・DID人口集中地区、土地利用情報 ・無電柱化区間
③放置車両等	・大規模地震による放置車両と立ち往生車両の台数を想定し算出する。	・全国道路・街路交通情勢調査データ
④土砂(落石や自然斜面等の崩壊)	・道路防災総点検結果を基に、落石や自然斜面の崩壊、盛土法面の崩壊の被害を想定し算出する。	・道路防災総点検結果 ・震度分布

5-3. 人員・資機材、燃料等の備蓄・調達計画

5.3.2 人員・資機材の必要量の算出方法の概要

基本的な考え方

- 道路啓開を迅速かつ効率的に行うためには、被災状況に応じた啓開能力を確保することが必要となる。
- 想定した道路の被災状況をもとに、啓開作業に必要となる人員や資機材量を考慮して進出ルート別に啓開時間を算出する。

対応項目(例)

項目	内容	被災想定項目
①橋梁段差の解消	・土のうで車輪通行幅の段差を解消することにより啓開する。	・橋梁段差、路面段差
②ガレキ等の除去	・バックホウ等で道路脇へ除去することにより啓開する。	・ガレキ等 ・土砂(落石や自然斜面等の崩壊)
③放置車両等の撤去	・立ち往生車両、放置車両等は、大型レッカー、ホイールローダ等により移動させる。	・放置車両等

5-4. 関係機関の役割分担

➤ 道路管理者、災害協定業者が行う道路啓開と並行し、人命救助等を警察、消防、自衛隊が実施する。

行動内容		対象	行動時点					実施担当者											
			3H	24H	48H	72H	1週間	近畿地整	道路管理者										
			道路啓開一元化窓口(府内)	国			京都府			京都市			その他市町村						
事務所	出張所	維持業者	本庁	土木事務所等	緊急業者	本庁	土木みどり事務所	緊急業者											
発災直後	安否確認	(全員)	○					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	自動参集	(全員)	○					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	災対本部等設置		○					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
被災状況把握	府内全体	広域被害状況	○	○	○	○		●(へり)											
		〔各種情報媒体〕	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		各地域の被災状況			○	○	○	●(リエゾン)											
		〔道路利用者・住民〕	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
被災調査(道路緊急点検)、道路啓開作業	一般国道(指定区間)【基幹ルート】			○				●(CCTV)		●(CCTV)	●(CCTV)	●							
	一般国道(指定区間外 国道163号、国道178号、国道312号、国道423号)【基幹ルート】			○									●	●	●				
	京都府道(京都市内)【基幹ルート】			○												●	●	●	
	京都市道【基幹ルート】			○												●	●	●	
	主要拠点への進出ルート			○						●直轄国道	●直轄国道	●直轄国道	●	●	●	●	●	●	
被災調査結果、道路啓開状況の報告・整理	現地状況			○	○	○	○					●	●	●	●	●	●	●	●
	整理結果			○	○	○	○		●【共有】	●									
情報の提供(広報資料作成)	被災状況資料			○	○	○	○	●	●	●									
	通れるマップ			○	○	○	○	●	●										
	啓開状況資料			○	○	○	○	●	●	●									

5-5. 道路啓開の担当割付

- 道路の被災情報収集、啓開作業は、各道路の通常時の維持管理体制で実施する。なお、通常時の維持管理体制で不十分な場合に、関係道路管理者と京都府建設業協会・京都府測量設計業協会が締結する災害協定に基づく対応を検討する。
- 啓開ルートが甚大等の理由で目標時間までの啓開が困難と見込まれる場合には、道路啓開一元化窓口において、府内の他エリアや近隣府県からの応援等について調整する。※調整方法は今後検討。

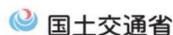
エリア<市町村>	道路管理者		
	国	府	市町村
京都府中心部エリア <京都市>	【京国】京都第一維持出張所	—	京都市
乙訓エリア <向日市、長岡京市、大山崎町>	【京国】京都第二維持出張所	乙訓土木事務所	調整中
山城北エリア <宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町>	【京国】京都第一維持出張所	山城北土木事務所	
山城南エリア <木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村>	【京国】京都第一維持出張所	山城南土木事務所	
南丹エリア <亀岡市、南丹市、京丹波町>	【京国】京都第二維持出張所 【福河国】綾部国道維持出張所	南丹土木事務所	
中丹東エリア <舞鶴市、綾部市>	【福河国】綾部国道維持出張	中丹東土木事務所、 港湾局	
中丹西エリア <福知山市>	【福河国】綾部国道維持出張所	中丹西土木事務所	
丹後エリア <宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町>	—	丹後土木事務所、 港湾局	

5-6. 自衛隊との連携について

- 令和6年1月に発生した能登半島地震では、海上自衛隊とも連携し、LCAC(エア・クッション型揚陸艇)にて道路啓開部隊や資機材の輸送を実施。
- 京都府域においても、海からの支援を想定し、利用の可能性のある砂浜の位置とアクセス道路についての整理を実施し、具体の活用可能性については、今後、海岸管理者との調整を検討する。

能登半島地震時の自衛隊との連携事例

自衛隊と連携した海側からの緊急復旧対応



○自衛隊の協力を得て、輸送艦「おおすみ」およびLCAC(エア・クッション型揚陸艇)にて輪島市深見町に道路啓開部隊や資材を陸揚げ



ホバークラフトにて陸揚げ



X (旧Twitter)

【2024/1/14 陸揚げ状況動画】

【公式】国土交通省 北陸地方整備局 @miit_nokoku

#令和6年能登半島地震 により被害を受けた能登半島沿岸部にある国道249号の緊急復旧を加速するため、防衛省と連携し、陸路でアクセス困難であった深見海岸（輪島市深見地区）への資機材搬入を実現しました。

#国土交通省 #防衛省 #自衛隊 #道路啓開 #TECHFORCE #LCAC

午後2:52 · 2024年1月14日 · 26.9万件の表示

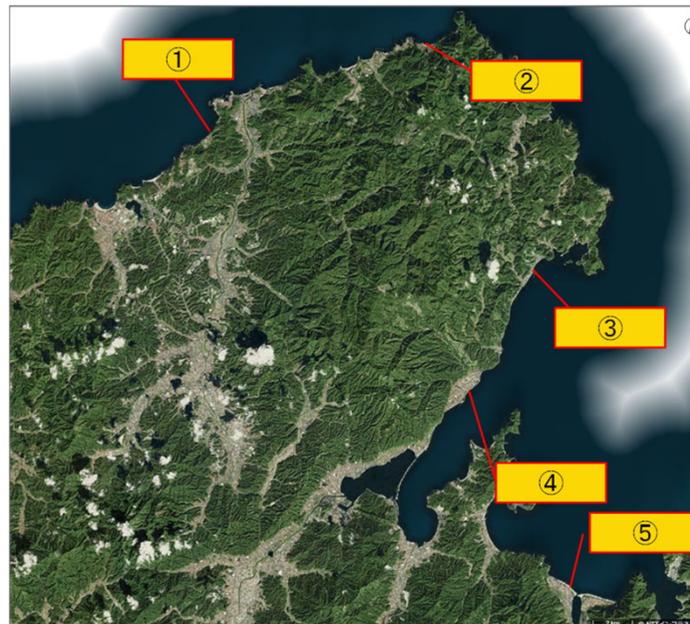
👁️ 27 🍵 1,615 📌 1,170 🗑️ 88

閲覧数	いいね♡	リポスト
27万	5,170	1,615

※国土交通本省でも掲載しており、163万回の間読あり (1月31日13時00分集計時点)

25

京都府域における海からの支援時に活用が想定される砂浜(案)



名称
①砂方海浜浴場
②袖志浜
③長江海岸
④小松浜海水浴場
⑤丹後由良海水浴場

出典: 令和6年能登半島地震における被害と対応(R6.4)

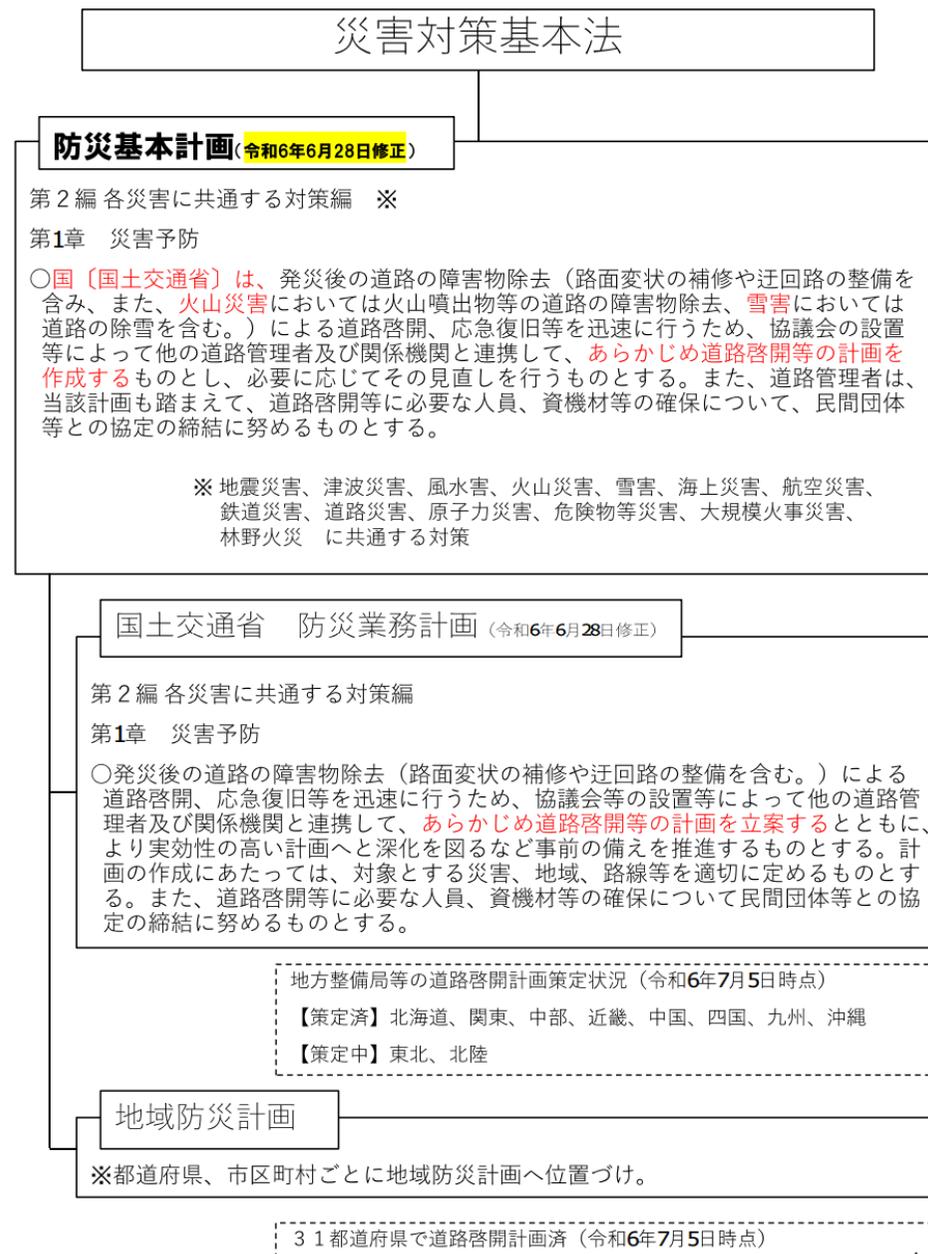
6. 雪害における道路啓開

6. 雪害における道路啓開

6.1 背景・目的

- 地震災害発生時においても早期に緊急輸送道路等の機能を確保するため、京都府域の道路管理者及び交通管理者間で情報共有・連携する体制の構築を目的とし、道路法第28条の2に基づいた、「**京都府域道路啓開計画策定ワーキンググループ**」(以下、「**ワーキンググループ**」)と称す)を令和6年2月に設立。
- 令和6年6月の防災基本計画の修正において、**国は関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画(雪害、火山災害含む)を作成することが義務づけ**。
- 令和6年9月に地震災害を対象とした「**京都府域道路啓開計画(案)**」を中間報告(公表)。
- 上記を踏まえて、本ワーキンググループにおいて、**京都府域における雪害および火山災害に係る道路啓開計画**を令和6年12月作成。

○防災基本計画における道路啓開計画の位置づけ



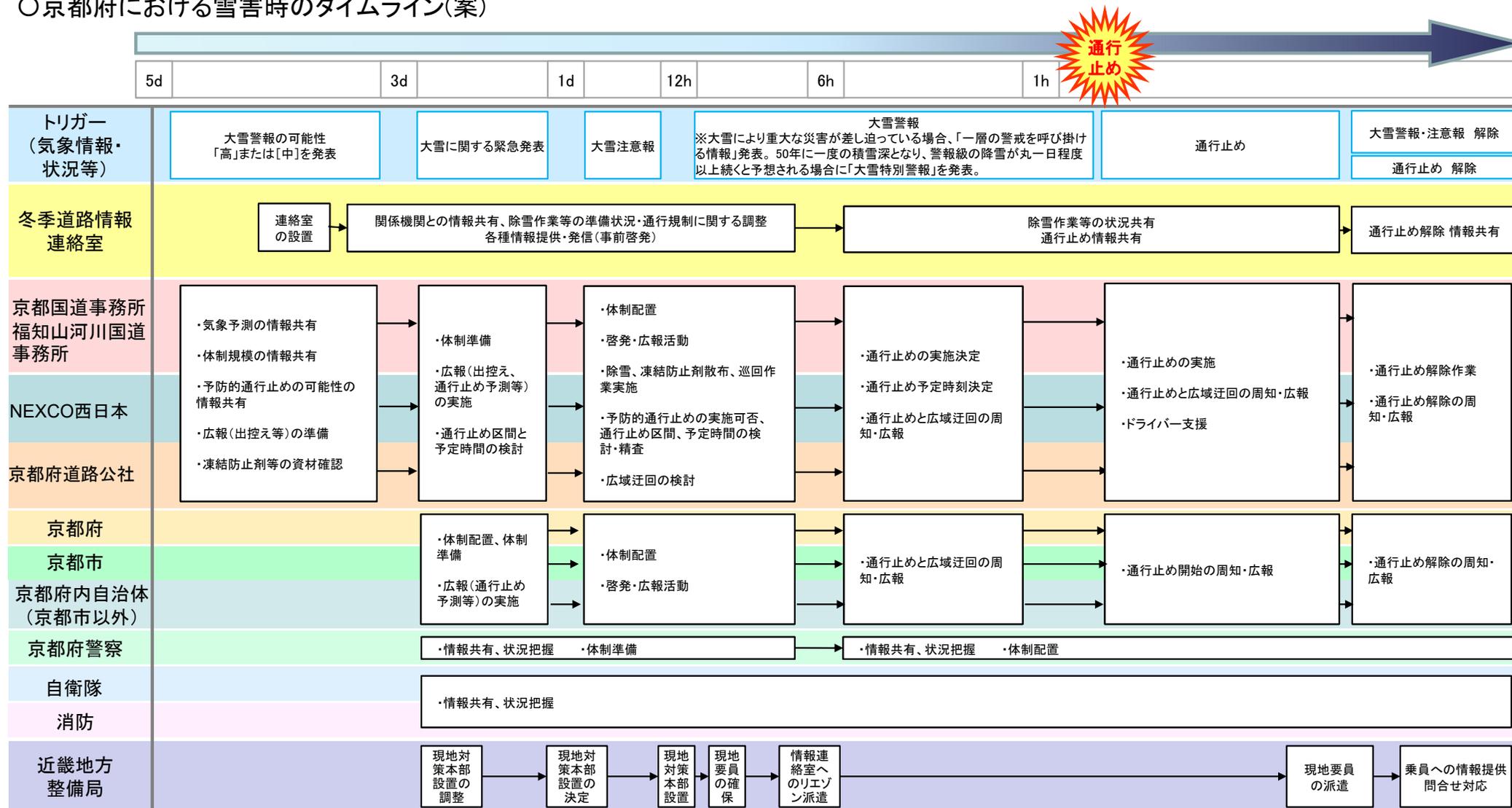
6. 雪害における道路啓開

6.2 雪害における道路啓開

(1) 雪害時におけるタイムライン

➤ 雪害時には、国道事務所、高速道路会社、京都府、京都市、京都府内自治体、警察等と連携して対応する。

○京都府における雪害時のタイムライン(案)



6. 雪害における道路啓開

(2) 啓開作業(除雪作業)

- 各道路管理者は、関係機関(除雪業者等)と連携して、降雪・積雪の状況に応じて効率的な啓開作業(除雪作業)を実施し、主要道路の交通を確保。
- 各道路管理者は、各自で策定している「災害対策運用計画(雪害編)」、「道路除雪計画」等で定める基準等に基づき対応する。

○各機関の大雪時の道路啓開(除雪)に関する計画

区分	機関名	資料
国	京都国道事務所 福知山河川国道事務所	災害対策運用計画(雪害編)
県	京都府	京都府地域防災計画(R5.12)
自治体	京都市	除雪作業及び凍結防止剤散布作業実施要領
	福知山市	福知山市地域防災計画(R5.7) 令和6年度道路除雪計画
	舞鶴市	舞鶴市地域防災計画(R4.3)
	宇治市	宇治市地域防災計画(R6.3)
	宮津市	令和6年度宮津市道路除雪要領 令和5年度宮津市雪害予防計画実施要領 宮津市地域防災計画(R2.6)
	京丹後市	令和6年度京丹後市除雪計画 京丹後市地域防災計画(R6.3)
	南丹市	令和6年度南丹市除雪計画
	和東町	和東町地域防災計画(H31.4)
	京丹波町	令和5年度京丹波町冬季除雪計画
	伊根町	令和6年度道路除雪計画 伊根町地域防災計画(H29.3)
	与謝野町	令和6年度与謝野町道路除雪計画

※R6.11時点で策定済の計画を掲載

6. 雪害における道路啓開

(2) 啓開作業(除雪作業)

➤ 各道路管理者が策定している計画等では大雪時の体制および基準が定められている。

○各機関の大雪時の体制および基準の事例(京都国道事務所、福知山河川国道事務所、京都府、京都市)

機関名	体制および基準			
京都国道事務所	<<注意体制>> ・雪に関する情報により、凍結防止等の作業が予測される場合。 ・風雪注意報・大雪注意報等が発表され、対策部長が必要と判断した場合。	<<注意強化体制>> ・凍結防止等の作業が実施されており、通行障害の発生が予測され体制を強化する必要がある場合。 ・風雪注意報・大雪注意報等が発表され、対策部長が体制を強化する必要があると判断した場合。 ・対策部長が必要と判断した場合。 ・道路対策本部長が指示した場合。	<<警戒体制>> ・大雪警報等が発表され、対策部長が必要と判断した場合。 ・雪により通行規制を行う必要がある場合。 ・対策部長が必要と判断した場合。 ・道路対策本部長が指示した場合。	<<非常体制>> ・重要な被害が発生し、交通が途絶した場合。 ・雪により通行止めが発生した時又は、緊急事態が予測される場合。 ・豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領による体制が発令された場合。 ・災対法の指定道路となった場合。 ・対策部長が必要と判断した場合。 ・道路対策本部長が指示した場合。
福知山河川国道事務所	<<注意体制>> ・雪に関する情報により、凍結防止剤散布作業が予測される場合。 ・風雪注意報・大雪注意報等が発表され、対策部長が必要と判断した場合。 ・その他対策部長が必要と判断した場合。	<<注意強化体制>> ・雪に関する情報により、除雪等の作業が予測される場合。 ・注意体制の要件を満たした上で、対策部長が必要と判断した場合。	<<警戒体制>> ・大雪警報等が発表され、対策部長が必要と判断した場合。 ・雪により通行規制を行う必要がある時。 ・気象予測等により、異常豪雪の恐れがある時。 ・対策本部長から指示された場合。 ・その他対策部長が必要と判断した場合。 <<非常体制準備>> ・集中除雪が必要と判断された場合。 ・対策部長が必要と判断した場合。	<<非常体制>> ・重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。 ・交通障害による通行止め(災害対策基本法による指定を含む)が発生した場合又は、緊急事態が予測される場合。 ・集中除雪を実施した場合。 ・対策本部長から指示された場合。 ・その他対策部長が必要と判断した場合。
京都府	<<雪害警戒本部>> ・大雪注意報が府内全域又は一部の地域に発表されたときは基本配備とする。	<<雪害警戒本部(強化体制)>> ・大雪警報又は暴風雪警報が府内全域又は一部の地域に発表されたとき(1号配備)。	<<雪害対策本部>> ・降雪により、「高速道路、国道及び府道等の主要道路における車両通行支障」、「鉄道における列車運行支障」のいずれかが発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・雪害による孤立集落が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・その他雪害対策本部の設置の必要がある場合。	
京都市	<<除雪作業の実施基準>> ・原則として、対象路線における積雪深が15cm(右京区京北地域及び左京区花脊・広河原・久多地域は10cm)以上の場合に実施するものとする。	<<凍結防止剤散布作業の実施基準>> ・原則として、対象路線、箇所において気温0℃以下となり路面水の凍結が予想される場合に実施するものとする。	<<大雪災害活動体制>> ・大雪警報が発表された場合。	<<大雪出動体制>> ・12時間降雪の深さが平地において30cm以上になると予想される場合。 ・災害対策基本法に基づく放置車両移動手続が必要と予想される場合。 ・その他建設局長が必要と認める場合。

6. 雪害における道路啓開

(3) スタック時の対応事例(京都府域)

- 令和5年1月24日(火)に東山トンネル付近でスタック車両が発生。スタック車両の移動完了後、全面通行止めを解除。



経緯

- 令和5年1月24日(火)
 - 17:40 東山トンネル付近 スタック車両発生
 - 20:40 車両スタック複数発生(普通車)
 - 21:10 全面通行止め開始
- 令和5年1月25日(水)
 - 3:00 災害対策基本法に基づく区間指定
 - 10:08 スタック車両の移動完了(合計24台)
 - 14:00 全面通行止め解除
(災害対策基本法区間指定廃止)

滞留・スタック車両状況



スタック車両移動状況



解消後状況



6. 雪害における道路啓開

(4) 乗員保護の取り組み

- 道路管理者は関係機関と連携し、車両滞留状況等に関する情報を把握・共有等を実施。
- 近畿地方整備局より乗員保護班が派遣され、乗員の健康状態の把握や食料等の提供を予定。
- 今後の乗員保護計画の具体化に向けては、乗員保護の活動拠点として国の施設等を事前に検討する。また、国の施設が不足される路線については、活用が想定される民間施設との協定締結の調整を検討する。乗員保護の活動拠点では、滞留車両の移動、駐車スペースの確保も検討する。

■乗員保護における道路管理者等の主な役割(案)

道路管理者	役割
道路管理者	・車両の滞留状況等に関する情報の把握、共有
除雪班 (道路管理者)	・滞留車両の情報収集、提供
車両誘導班 (道路管理者)	・情報提供 ・沿道施設等への車両の誘導
物資支援班 (近畿地方整備局、 協力会社、自衛隊)	・情報提供 ・物資配布 ・乗員の状況確認
乗員保護班 (近畿地方整備局、 協力会社、自衛隊)	・一時避難施設への避難支援
各市町村(各市町村については、具体化に向けた調整は今後検討)	・道路管理者等の関係機関からの要請等に基づく、救援物資の提供、避難所への一時避難の支援等の協力

○乗員保護活動拠点のイメージ(国の施設)：
国道9号 瑞穂雪害基地(船井郡京丹波町)



○乗員保護は、国、京都府、市町村、高速道路会社が管理する道路において、積雪に伴う大規模な立往生^{※1}が発生して滞留車両の開放に長時間^{※2}を要すると見込まれる場合に実施。

※1 数百台規模の立往生等

※2 開放に24時間以上を要すると見込まれる場合等

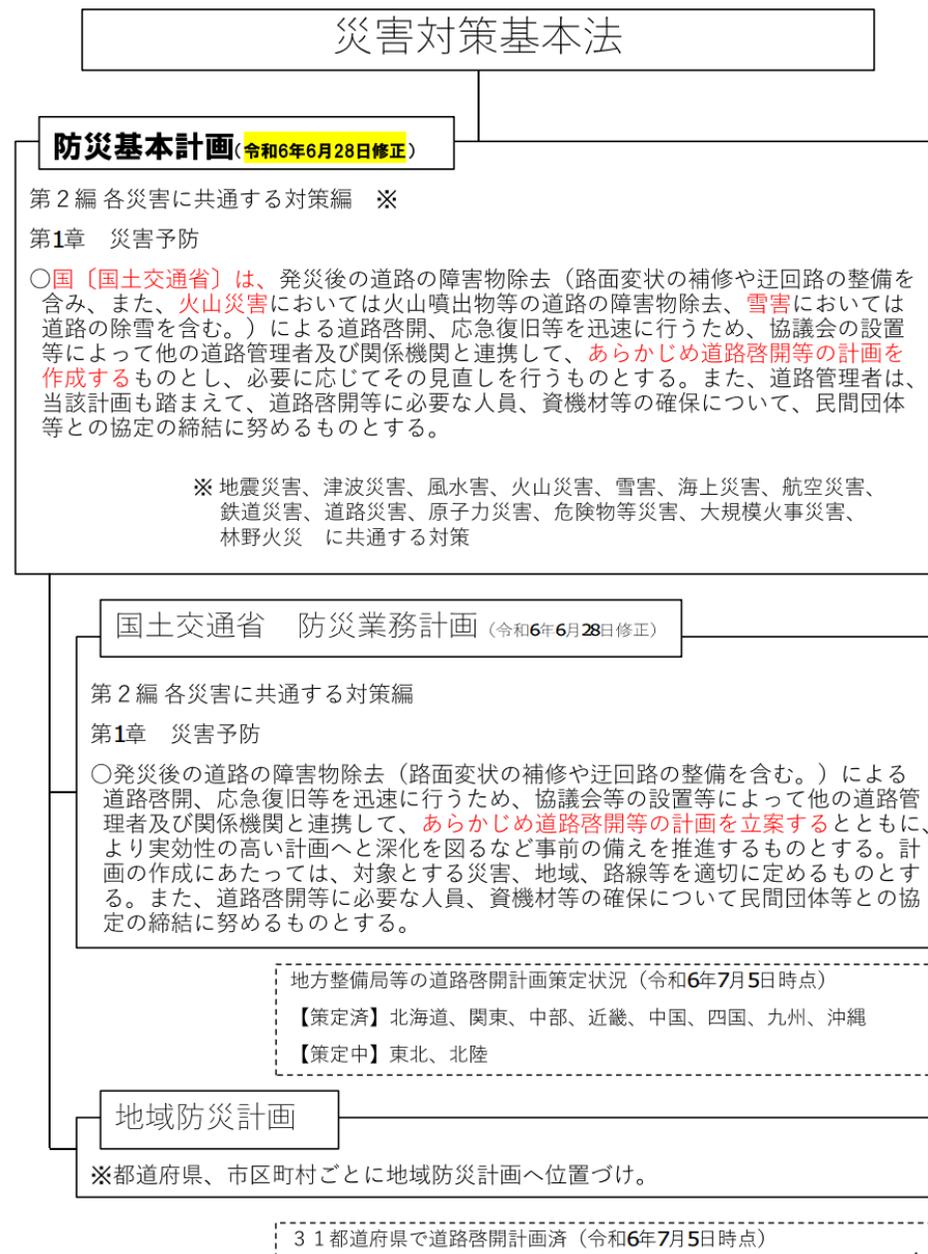
7. 火山災害における道路啓開

7. 火山災害における道路啓開

7.1 背景・目的

- 地震災害発生時においても早期に緊急輸送道路等の機能を確保するため、京都府域の道路管理者及び交通管理者間で情報共有・連携する体制の構築を目的とし、道路法第28条の2に基づいた、「**京都府域道路啓開計画策定ワーキンググループ**」(以下、「**ワーキンググループ**」)と称す)を令和6年2月に設立。
- 令和6年6月の防災基本計画の修正において、**国は関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画(雪害、火山災害含む)を作成することが義務づけ**。
- 令和6年9月に地震災害を対象とした「**京都府域道路啓開計画(案)**」を中間報告(公表)。
- 上記を踏まえて、本ワーキンググループにおいて、**京都府域における雪害および火山災害に係る道路啓開計画**を令和6年12月作成。

○防災基本計画における道路啓開計画の位置づけ



7. 火山災害における道路啓開

7.2 火山災害における道路啓開

➤ 京都府は火山災害警戒地域に位置付けられていないことから、火山災害を道路啓開計画の対象災害としない。

火山災害警戒地域

(令和6年8月1日現在)

火山名	都道府県	市町村	市町村数	火山名	都道府県	市町村	市町村数
アトサヌプリ	北海道	清里町、弟子屈町	2	浅間山	群馬県	長野原町、嬭恋村	6
雌阿寒岳	北海道	釧路市、足寄町、白糠町	3		長野県	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町	
大雪山	北海道	上川町、東川町、美瑛町	3	新潟県	糸魚川市、妙高市	3	
十勝岳	北海道	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、新得町	6	長野県	小谷村		
柳井山	北海道	苫小牧市、千歳市、白老町	3	弥陀ヶ原	富山県	富山市、上市町、立山町	3
倶多楽	北海道	登別市、白老町	2	焼岳	長野県	松本市	2
有珠山	北海道	伊達市、社管町、洞爺湖町	3		岐阜県	高山市	
北海道駒ヶ岳	北海道	七飯町、鹿部町、森町	3	乗鞍岳	長野県	松本市	2
恵山	北海道	函館市	1	岐阜県	高山市		
岩木山	青森県	弘前市、郷ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、板柳町、鶴田町	6	御嶽山	長野県	上松町、王滝村、木曾町	5
八甲田山	青森県	青森市、十和田市	2		岐阜県	高山市、下呂市	
十和田	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大野町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村	30	白山	石川県	白山市	2
	岩手県	二戸市、八幡平市		富士山	岐阜県	白川村	
	秋田県	能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、藤里町			神奈川県	相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町	27
秋田徳山	秋田県	鹿角市、仙北市	山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町			
岩手山	岩手県	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町			
秋田駒ヶ岳	岩手県	雫石町	2	箱根山	神奈川県	箱根町	1
	秋田県	仙北市		伊豆東部火山群	静岡県	熱海市、伊東市、伊豆市	3
鳥海山	秋田県	由利本荘市、にかほ市	4	伊豆大島	東京都	大島町	1
	山形県	酒田市、遊佐町		新島	東京都	利島村、新島村、神津島村	3
栗駒山	岩手県	一関市	6	神津島	東京都	新島村、神津島村	2
	宮城県	栗原市		三宅島	東京都	三宅村	1
	秋田県	横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村		八丈島	東京都	八丈町	1
蔵王山	宮城県	蔵王町、七ヶ宿町、川崎町	5	青ヶ島	東京都	青ヶ島村	1
	山形県	山形市、上山市		鶴見岳・伽藍岳	大分県	別府市、宇佐市、由布市、日出町	4
吾妻山	山形県	米沢市	3	九重山	大分県	竹田市、由布市、九重町	3
	福島県	福島市、猪苗代町		阿蘇山	熊本県	阿蘇市、高森町、南阿蘇村	3
安達太良山	福島県	福島市、郡山市、二本松市、本宮市、大玉村、猪苗代町	6	雲仙岳	長崎県	島原市、雲仙市、南島原市	3
磐梯山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村	7	霧島山	宮城県	都城市、小林市、えびの市、高原町	6
	福島県	下郷町、西郷村	4		鹿児島県	霧島市、湧水町	
那須岳	栃木県	那須塩原市、那須町		3	桜島	鹿児島県	鹿児島市、垂水市
	日光白根山	日光市	薩摩破産島		鹿児島県	三島村	1
草津白根山	群馬県	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町	5	口永良部島	鹿児島県	隳久島町	1
	長野県	高山村		中之島	鹿児島県	十島村	1
				諏訪之瀬島	鹿児島県	十島村	1
				【合計】50火山	23 都道府県	179市町村	延べ203

出典：火山災害警戒地域(内閣府)

8. 参考

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

① 広域防災拠点

種別	主な機能	分類 (代表的な選定 施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
① 広域防災 拠点	災害時に広域 応援のベース キャンプや救 援・物資輸送に あたって利活用 が可能な施設	国、府等で定め ている以下の施 設 広域進出拠点 広域物流拠点 等	広域防災活動拠点	170	京都御苑	京都市	●	●	●
			広域防災活動拠点	171	京都舞鶴港	舞鶴市	●	●	
			広域防災活動拠点	172	京都府立丹波自然運動公園 ※2	京丹波町	●	●	
			広域防災活動拠点	173	京都府立山城総合運動公園 ※2	宇治市	●	●	
			広域物資輸送拠点	174	京都府総合見本市会館(京都パルスプラザ) ※2	京都市	●	●	●
			応援部隊の進出拠点	320	京都市消防活動総合センター	京都市			●
			応援部隊の進出拠点	321	名神高速道路 京都東IC料金所西側付近	京都市			●
			応援部隊の進出拠点	322	京都縦貫自動車道 沓掛IC東側 洛西消防出張所付近	京都市			●
			応援部隊の進出拠点	323	京都競馬場 駐車場付近	京都市			●
			応援部隊の進出拠点	324	国立京都国際会館 駐車場付近	京都市			●
			応援部隊の進出拠点	325	京都競馬場 東駐車場	京都市			●
応援部隊の進出拠点	155	京都消防ヘリポート	京都市			●			

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり
 (参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)
 ※2: 自衛隊の活用が想定される拠点

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

②物資拠点(1/2)

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
②物資拠点	災害時に府内の備蓄物資および府外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所等への輸送機能を有している拠点	備蓄基地 物流拠点 等	物資拠点	169	上津屋工業団地	八幡市		●	
			物資集積・搬送拠点	283	京都市中央卸売市場(第一市場)	京都市			●
			物資集積・搬送拠点	284	京都市中央卸売市場(第二市場)	京都市			●
			物資集積・搬送拠点	285	京都市勧業館みやこめっせ	京都市			●
			物資集積・搬送拠点	286	西京極総合運動公園(アクアリーナ)	京都市			●
			物資集積・搬送拠点	287	京都市災害物資搬送センター	京都市			●
			物資集積・搬送拠点	288	京都府立体育館	京都市			●
			物資集積・搬送拠点	289	横大路体育館	京都市			●
			備蓄倉庫	175	京都倉庫	京都市		●	●
			備蓄倉庫	176	近衛倉庫	京都市		●	●
			備蓄倉庫	177	木津倉庫	木津川市		●	
			備蓄倉庫	178	八幡倉庫	八幡市		●	
			備蓄倉庫	179	亀岡倉庫	亀岡市		●	
			備蓄倉庫	180	スタジアム倉庫	亀岡市		●	
			備蓄倉庫	181	丹波倉庫	京丹波町		●	
			備蓄倉庫	182	福知山倉庫	福知山市		●	
			備蓄倉庫	183	宮津倉庫	宮津市		●	
			備蓄倉庫	184	向日町倉庫	向日市		●	
			備蓄倉庫	185	乙訓倉庫	向日市		●	
			備蓄倉庫	290	北区総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	291	上京区総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	292	上京消防署	京都市			●
			備蓄倉庫	293	左京区総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	294	岩倉東公園	京都市			●
			備蓄倉庫	295	岩倉証明書発行コーナー	京都市			●
			備蓄倉庫	296	東北部クリーンセンター	京都市			●
			備蓄倉庫	297	国立京都国際会館	京都市			●
			備蓄倉庫	298	中京区総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	299	京都市役所分庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	300	京都御池創生館	京都市			●
			備蓄倉庫	301	佛教大学二条キャンパス	京都市			●
			備蓄倉庫	302	東山区総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	303	山科区総合庁舎	京都市			●

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり
 (参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

②物資拠点(2/2)

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
② 物資拠点	災害時に府内の備蓄物資および府外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所等への輸送機能を有している拠点	備蓄基地 物流拠点等	備蓄倉庫	304	下京区総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	305	ひと・まち交流館京都(地下拠点倉庫)	京都市			●
			備蓄倉庫	307	南区総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	308	京都市市民防災センター	京都市			●
			備蓄倉庫	309	右京区総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	310	京北合同庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	311	京都アクアリーナ	京都市			●
			備蓄倉庫	312	西京区総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	313	洛西総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	314	伏見区総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	315	深草総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	316	醍醐総合庁舎	京都市			●
			備蓄倉庫	317	神川出張所	京都市			●
			備蓄倉庫	318	災害物資搬送センター	京都市			●
			備蓄倉庫	319	南部クリーンセンター	京都市			●
			道路等空間を活用した防災拠点	186	「道の駅」シルクのまち かや	与謝野町		●	
			道路等空間を活用した防災拠点	187	「道の駅」舟屋の里 伊根	伊根町		●	
			道路等空間を活用した防災拠点	188	「道の駅」てんきてんき丹後	京丹後市		●	
			道路等空間を活用した防災拠点	189	「道の駅」和	京丹波町		●	
		道路等空間を活用した防災拠点	190	「道の駅」ガレリアかめおか	亀岡市		●		
		道路等空間を活用した防災拠点	191	「道の駅」丹波マーケス	京丹波町		●		
		道路等空間を活用した防災拠点	192	「道の駅」瑞穂の里・さらびき	京丹波町		●		
		道路等空間を活用した防災拠点	193	「道の駅」農匠の郷やくの	福知山市		●		
		道路等空間を活用した防災拠点	194	「道の駅」舞鶴港とれとれセンター	舞鶴市		●		
		道路等空間を活用した防災拠点	195	「道の駅」京都新光悦村	南丹市		●		
		道路等空間を活用した防災拠点	196	「道の駅」美山ふれあい広場	南丹市		●		
		道路等空間を活用した防災拠点	197	「道の駅」丹後王国食のみやこ	京丹後市		●		
		道路等空間を活用した防災拠点	198	「道の駅」ウッディ京北	京都市		●	●	
		道路等空間を活用した防災拠点	199	「道の駅」スプリングスひよし	南丹市		●		
		道路等空間を活用した防災拠点	200	「道の駅」くみはまSANKAIKAN	京丹後市		●		
道路等空間を活用した防災拠点	201	「道の駅」味夢の里	京丹波町		●				
道路等空間を活用した防災拠点	202	「道の駅」海の京都 宮津	宮津市		●				
道路等空間を活用した防災拠点	203	「道の駅」お茶の京都 みなみやましろ村	南山城村		●				

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり
 (参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

③災害対策拠点(1/4)

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定 施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
③ 災害対策 拠点	災害時に道路 啓開実施の司 令塔としての機 能を有している 施設	国土交通省 府庁 府土木事務所 市役所・町役場	府庁	1	京都府庁	京都市		●	●
			府庁広域振興局	2	宇治総合庁舎(山城広域振興局)	宇治市		●	
			府庁広域振興局	3	乙訓総合庁舎(乙訓土木事務所)	向日市		●	
			府庁広域振興局	4	田辺総合庁舎(山城北土木事務所)	京田辺市		●	
			府庁広域振興局	5	木津総合庁舎(山城南土木事務所)	木津川市		●	
			府庁広域振興局	6	亀岡総合庁舎(南丹広域振興局)	亀岡市		●	
			府庁広域振興局	7	園部総合庁舎(南丹土木事務所)	南丹市		●	
			府庁広域振興局	8	南丹土木事務所美山出張所	南丹市		●	
			府庁広域振興局	9	舞鶴総合庁舎(中丹広域振興局)	舞鶴市		●	
			府庁広域振興局	10	綾部総合庁舎(中丹東土木事務所)	綾部市		●	
			府庁広域振興局	11	中丹東土木事務所舞鶴出張所	舞鶴市		●	
			府庁広域振興局	12	中丹東保健所	舞鶴市		●	
			府庁広域振興局	13	福知山総合庁舎(中丹西土木事務所)	福知山市		●	
			府庁広域振興局	14	峰山総合庁舎(丹後広域振興局)	京丹後市		●	
			府土木事務所	15	宮津総合庁舎(丹後土木事務所)	宮津市		●	
			府庁広域振興局	16	丹後土木事務所峰山出張所	京丹後市		●	
			府庁広域振興局	17	京都府京都土木事務所	京都市		●	●
			府庁広域振興局	18	京都府港湾局	舞鶴市		●	
			市区町村役場	19	京都市役所	京都市		●	●
			市区町村役場	20	北区役所	京都市		●	●
			市区町村役場	21	上京区役所	京都市		●	●
			市区町村役場	22	左京区役所	京都市		●	●
			市区町村役場	23	中京区役所	京都市		●	●
			市区町村役場	24	東山区役所	京都市		●	●
			市区町村役場	25	山科区役所	京都市		●	●
			市区町村役場	26	下京区役所	京都市		●	●
			市区町村役場	27	南区役所	京都市		●	●
			市区町村役場	28	右京区役所	京都市		●	●

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり
 (参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

③災害対策拠点(2/4)

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定 施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
③ 災害対策 拠点	災害時に道路 啓開実施の司 令塔としての機 能を有している 施設	国土交通省 府庁 府土木事務所 市役所・町役場	市区町村役場	29	西京区役所	京都市		●	●
			市区町村役場	30	西京区役所 洛西支所	京都市		●	●
			市区町村役場	31	伏見区役所	京都市		●	●
			市区町村役場	32	伏見区役所 深草支所	京都市		●	●
			市区町村役場	33	伏見区役所 醍醐支所	京都市		●	●
			市区町村役場	34	福知山市役所	福知山市		●	
			市区町村役場	35	福知山市役所 三和支所	福知山市		●	
			市区町村役場	36	福知山市役所 大江支所	福知山市		●	
			市区町村役場	37	福知山市役所 夜久野支所	福知山市		●	
			市区町村役場	38	舞鶴市役所	舞鶴市		●	
			市区町村役場	39	舞鶴市役所 西支所	舞鶴市		●	
			市区町村役場	40	舞鶴市役所 加佐分室	舞鶴市		●	
			市区町村役場	41	綾部市役所	綾部市		●	
			市区町村役場	42	宮津市役所	宮津市		●	
			市区町村役場	43	宇治市役所	宇治市		●	
			市区町村役場	44	亀岡市役所	亀岡市		●	
			市区町村役場	45	城陽市役所	城陽市		●	
			市区町村役場	46	向日市役所	向日市		●	
			市区町村役場	47	長岡京市役所	長岡京市		●	
			市区町村役場	48	八幡市役所	八幡市		●	
			市区町村役場	49	京田辺市役所	京田辺市		●	
			市区町村役場	50	京丹後市役所	京丹後市		●	
			市区町村役場	51	京丹後市役所 大宮庁舎	京丹後市		●	
			市区町村役場	52	京丹後市役所 網野庁舎	京丹後市		●	
			市区町村役場	53	京丹後市役所 丹後庁舎	京丹後市		●	
			市区町村役場	54	京丹後市役所 弥栄庁舎	京丹後市		●	
			市区町村役場	55	京丹後市役所 久美浜庁舎	京丹後市		●	
			市区町村役場	56	南丹市役所	南丹市		●	
			市区町村役場	57	南丹市役所 美山支所	南丹市		●	
			市区町村役場	58	南丹市役所 八木支所	南丹市		●	
			市区町村役場	59	南丹市役所 日吉支所	南丹市		●	
			市区町村役場	60	大山崎町役場	宇治市		●	
市区町村役場	61	久御山町役場	久御山町		●				
市区町村役場	62	(新)井手町役場	井手町		●				

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり(参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

③災害対策拠点(3/4)

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
③ 災害対策 拠点	災害時に道路 啓開実施の司 令塔としての機 能を有している 施設	国土交通省 府庁 府土木事務所 市役所・町役場	市区町村役場	63	宇治田原町役場	宇治田原町		●	
			市区町村役場	64	木津川市役所	木津川市		●	
			市区町村役場	65	木津川市役所 加茂支所	木津川市		●	
			市区町村役場	66	木津川市役所 山城支所	木津川市		●	
			市区町村役場	67	笠置町役場	笠置町		●	
			市区町村役場	68	和束町役場	和束町		●	
			市区町村役場	69	精華町役場	笠置町		●	
			市区町村役場	70	南山城村役場	南山城村		●	
			市区町村役場	71	京丹波町役場	京丹波町		●	
			市区町村役場	72	京丹波町役場 瑞穂支所	京丹波町		●	
			市区町村役場	73	京丹波町役場 和知支所	京丹波町		●	
			市区町村役場	74	与謝野町役場	与謝野町		●	
			市区町村役場	75	与謝野町役場 加悦庁舎	与謝野町		●	
			市区町村役場	76	与謝野町役場 野田川庁舎	与謝野町		●	
			市区町村役場	77	伊根町役場	伊根町		●	
			国土交通省	123	国土交通省京都国道事務所	京都市		●	●
			国土交通省	124	国土交通省福知山河川国道事務所	福知山市		●	
			国土交通省	373	京都第一維持出張所※2	京都市			
			国土交通省	374	京都第二維持出張所※2	京都市			
			国土交通省	375	綾部国道維持出張所※2	綾部市			
			国土交通省	376	瑞穂雪害基地※2	京丹波町			
			国土交通省関係機関	125	京都運輸支局	京都市		●	●
			国土交通省関係機関	126	舞鶴港湾事務所	舞鶴市		●	
			その他行政機関	127	第八管区海上保安庁本部舞鶴海上保安部	舞鶴市		●	
			その他行政機関	128	第八管区海上保安庁本部宮津海上保安署	宮津市		●	
			その他行政機関	129	京都地方气象台	京都市		●	●
			その他行政機関	130	近畿農政局	京都市		●	●
			その他行政機関	131	近畿中部防衛局京都防衛事務所	京都市		●	●
その他行政機関	132	近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所	舞鶴市		●				
その他行政機関	249	文化庁 地域文化創生本部	京都市			●			
その他行政機関	250	厚生労働省 京都労働局	京都市			●			
その他行政機関	251	財務省 近畿財務局 京都財務事務所	京都市			●			

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり(参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)
 ※2: 京都第一維持出張所、京都第二維持出張所、綾部国道維持出張所、瑞穂雪害基地: 内閣府、京都府、京都市の各計画における防災拠点等の位置付けはないが、参集拠点としての活用が想定されることから災害対策拠点として選定。

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

③災害対策拠点(4/4)

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定 施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
③ 災害対策 拠点	災害時に道路 啓開実施の司 令塔としての機 能を有している 施設	国土交通省 府庁 府土木事務所 市役所・町役場	京都市出先機関	225	北部土木みどり事務所	京都市			●
			京都市出先機関	226	左京土木みどり事務所	京都市			●
			京都市出先機関	227	東部土木みどり事務所	京都市			●
			京都市出先機関	228	南部土木みどり事務所	京都市			●
			京都市出先機関	229	西部土木みどり事務所	京都市			●
			京都市出先機関	230	京北・左京山間部土木みどり事務所	京都市			●
			京都市出先機関	231	西京土木みどり事務所	京都市			●
			京都市出先機関	232	伏見土木みどり事務所	京都市			●
			京都市出先機関	246	京都市交通局	京都市			●
			京都市出先機関	247	京都市上下水道局 本庁舎	京都市			●
			京都市出先機関	248	京都市上下水道局 太秦庁舎	京都市			●

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり
 (参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

④救命活動拠点

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定 施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
④ 救命活動 拠点	災害時に傷病者の受入れや医療救護チームの派遣を行う拠点、あるいはそれらの機能を補完する拠点	災害拠点病院等	災害医療拠点	204	京都第一赤十字病院	京都市		●	●
			災害医療拠点	205	京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝野町		●	
			災害医療拠点	206	市立福知山市民病院	福知山市		●	
			災害医療拠点	207	京都中部総合医療センター	南丹市		●	
			災害医療拠点	208	京都市立病院	京都市		●	●
			災害医療拠点	209	(新)京都済生会病院	長岡京市		●	
			災害医療拠点	210	京都山城総合医療センター	木津川市		●	
			災害医療拠点	211	京都府立医科大学附属病院	京都市		●	●
			災害医療拠点	212	京都大学医学部附属病院	京都市		●	●
			災害医療拠点	213	京都医療センター	京都市		●	●
			災害医療拠点	214	洛和会音羽病院	京都市		●	●
			災害医療拠点	215	宇治徳洲会病院	宇治市		●	
			災害医療拠点	216	京都岡本記念病院	久御山町		●	
			災害医療拠点	327	京都第二赤十字病院	京都市			●

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり
 (参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

⑤救助活動拠点(1/2)

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
⑤ 救助活動 拠点	災害時に道路 啓開実施の実 行機能を保有し ている拠点、 あるいは救命救 助活動の司令 塔としての機能 を有している拠 点	消防本部・署 警察本部・署 自衛隊駐屯地	警察	78	京都府警察本部	京都市		●	●
			警察	79	京都府警察学校(府警機動隊)	京都市		●	●
			警察	80	川端警察署	京都市		●	●
			警察	81	上京警察署	京都市		●	●
			警察	82	東山警察署	京都市		●	●
			警察	83	中京警察署	京都市		●	●
			警察	84	下京警察署	京都市		●	●
			警察	85	下鴨警察署	京都市		●	●
			警察	86	伏見警察署	京都市		●	●
			警察	87	山科警察署	京都市		●	●
			警察	88	右京警察署	京都市		●	●
			警察	89	南警察署	京都市		●	●
			警察	90	北警察署	京都市		●	●
			警察	91	西京警察署	京都市		●	●
			警察	92	向日町警察署	向日市		●	
			警察	93	宇治警察署	宇治市		●	
			警察	94	城陽警察署	城陽市		●	
			警察	95	八幡警察署	八幡市		●	
			警察	96	田辺警察署	京田辺市		●	
			警察	97	木津警察署	木津川市		●	
			警察	98	亀岡警察署	亀岡市		●	
			警察	99	南丹警察署	南丹市		●	
			警察	100	綾部警察署	綾部市		●	
			警察	101	福知山警察署	福知山市		●	
			警察	102	舞鶴警察署	舞鶴市		●	
			警察	103	舞鶴警察署 東庁舎	舞鶴市		●	
			警察	104	宮津警察署	宮津市		●	
			警察	105	京丹後警察署	京丹後市		●	
			警察	106	京都府警ヘリポート	京都市		●	●
消防	107	京都市消防局	京都市		●	●			
消防	108	福知山市消防本部	福知山市		●				
消防	109	舞鶴市消防本部	舞鶴市		●				

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり
 (参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

⑤救助活動拠点(2/2)

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別(主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市		
⑤ 救助活動 拠点	災害時に道路 啓開実施の実 行機能を保有し ている拠点、 あるいは救命救 助活動の司令 塔としての機能 を有している拠 点	消防本部・署 警察本部・署 自衛隊駐屯地	消防	110	綾部市消防本部	綾部市		●			
			消防	111	宇治市消防本部	宇治市		●			
			消防	112	城陽市消防本部	城陽市		●			
			消防	113	乙訓消防組合消防本部	長岡京市		●			
			消防	114	八幡市消防本部	八幡市		●			
			消防	115	久御山町消防本部	久御山町		●			
			消防	116	京田辺市消防本部	京田辺市		●			
			消防	117	精華町消防本部	笠置町		●			
			消防	118	相楽中部消防組合消防本部	木津川市		●			
			消防	119	(新)相楽中部消防組合消防本部	木津川市		●			
			消防	120	宮津与謝消防組合消防本部	宮津市		●			
			消防	121	京都中部広域消防組合消防本部	亀岡市		●			
			消防	122	京丹後市消防本部	京丹後市		●			
			消防	233	北消防署	京都市				●	
			消防	234	上京消防署	京都市				●	
			消防	235	左京消防署	京都市				●	
			消防	236	中京消防署	京都市				●	
			消防	237	東山消防署	京都市				●	
			消防	238	山科消防署	京都市				●	
			消防	239	下京消防署	京都市				●	
			消防	240	南消防署	京都市				●	
			消防	241	右京消防署	京都市				●	
			消防	242	西京消防署	京都市				●	
			消防	243	伏見消防署	京都市				●	
			消防	244	醍醐消防分署	京都市				●	
			消防	245	消防活動総合センター	京都市				●	
			自衛隊	151	陸上自衛隊 第7普通科連隊(福知山駐屯地) ※2	福知山市				●	
			自衛隊	152	陸上自衛隊 陸上自衛隊第4施設団	宇治市				●	
			自衛隊	153	陸上自衛隊 宇治駐屯地 ※2	宇治市				●	
			自衛隊	154	海上自衛隊 舞鶴地方総監部	舞鶴市				●	
			自衛隊	261	陸上自衛隊 桂駐屯地	京都市			●		●
			自衛隊	366	陸上自衛隊 大久保駐屯地	宇治市			●		
自衛隊	371	海上自衛隊 舞鶴航空基地 ※2※3	舞鶴市								
自衛隊	372	北吸岸壁(海上自衛隊 北吸係留所) ※2※3	舞鶴市								

※1:異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり(参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

※2:自衛隊の活用が想定される拠点

※3:内閣府、京都府、京都市の各計画における防災拠点等の位置付けはないが、自衛隊のヘリや船の利用が想定されるため、救助活動拠点として選定。

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

⑥輸送活動拠点(1/2)

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定 施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
⑥ 輸送活動 拠点	災害時に人員、 物資、燃料及 び資機材等の 輸送機能を有し ている拠点	空港、港湾、漁 港 ヘリポート 鉄道駅前広場	港湾、漁港	157	京都舞鶴港(重要港湾) 喜多ふ頭(西港)	舞鶴市	●	●	
			港湾、漁港	158	京都舞鶴港(重要港湾) 前島ふ頭(東港)	舞鶴市		●	
			港湾、漁港	159	宮津港(地方港湾)	宮津市		●	
			港湾、漁港	160	久美浜港(地方港湾)	京丹後市		●	
			鉄道駅前広場	161	JR京都駅	京都市		●	●
			鉄道駅前広場	162	JR福知山駅	福知山市		●	
			鉄道駅前広場	163	JR東舞鶴駅	舞鶴市		●	
			鉄道駅前広場	164	京都丹後鉄道宮津駅	宮津市		●	
			鉄道駅前広場	165	JR西舞鶴駅	舞鶴市		●	
			鉄道駅前広場	166	JR園部駅	南丹市		●	
			鉄道駅前広場	167	JR木津駅	木津川市		●	
			鉄道駅前広場	168	JR綾部駅	綾部市		●	

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり
 (参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)
 ※2: 自衛隊の活用が想定される拠点

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

⑥輸送活動拠点(2/2)

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
⑥ 輸送活動 拠点	災害時に人員、 物資、燃料及 び資機材等の 輸送機能を有し ている拠点	空港、港湾、漁 港 ヘリポート 鉄道駅前広場	ヘリポート・航空燃料補給場所	155	京都消防ヘリポート	京都市		●	●
			ヘリポート	156	京都府ヘリポート	久御山町		●	
			ヘリポート	262	京都御苑富小路広場(京都御苑内南東側)	京都市			●
			ヘリポート	263	京都府立医科大学付属病院(屋上)	京都市			●
			ヘリポート	264	出町柳(鴨川公園南端)	京都市			●
			ヘリポート	265	宝が池公園北園(国際会館東側)	京都市			●
			ヘリポート	266	京都大学医学部附属病院(屋上)	京都市			●
			ヘリポート	267	京都市立病院(屋上)	京都市			●
			ヘリポート	268	将軍塚(東山山頂公園)	京都市			●
			ヘリポート	269	京都第一赤十字病院(屋上)	京都市			●
			ヘリポート	270	龍谷大学南大日グラウンド	京都市			●
			ヘリポート	271	梅小路公園	京都市			●
			ヘリポート	272	消防活動総合センター	京都市			●
			ヘリポート	273	消防活動総合センター屋上ヘリポート	京都市			●
			ヘリポート	274	糺原堤(嵐山東公園対岸河川敷)	京都市			●
			ヘリポート	275	桂川梅津(桂川緑地上野橋東詰公園)	京都市			●
			ヘリポート	276	京北(京北消防ヘリポート)	京都市			●
			ヘリポート	277	京都競馬場東駐車場	京都市			●
			ヘリポート	278	JPD京都ヘリポート	京都市			●
			ヘリポート	280	京都貨物駅	京都市			●
ヘリポート	281	山科駅	京都市			●			
ヘリポート	282	桂川駅	京都市			●			
ヘリポート	106	京都府警察ヘリポート(屋上)	京都市			●			

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり
 (参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

⑦ライフライン拠点

内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定 施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市	
⑦ ライフ ライン 拠点	災害時に特に 早期の復旧が 必要となるライ フラインの拠点	高速道路会社・ 公社 ライフライン関 連施設 放送局 等	高速道路会社・公社	133	西日本高速道路(株)新名神京都事務所	京都市		●	●	
			高速道路会社・公社	134	西日本高速道路(株)福知山高速道路事務所	福知山市		●		
			高速道路会社・公社	135	西日本高速道路(株)京都高速道路事務所	久御山町		●		
			高速道路会社・公社	370	西日本高速道路(株)亀岡高速道路事務所 ※2	亀岡市				
			高速道路会社・公社	136	京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所	舞鶴市			●	
			ライフライン関連	137	関西電力送配電(株)京都支店	京都市			●	●
			ライフライン関連	138	西日本電信電話(株)京都支店	京都市			●	●
			ライフライン関連	139	大阪ガス(株)京滋導管部	京都市			●	●
			ライフライン関連	252	関西電力株式会社 京都支社	京都市				●
			鉄道関連	140	西日本旅客鉄道(株)京都支社	京都市			●	●
			鉄道関連	141	西日本旅客鉄道(株)福知山管理部	福知山市			●	
			鉄道関連	142	北近畿タンゴ鉄道(株)	宮津市			●	
			鉄道関連	143	WILLER TRAINS(株)	宮津市			●	
			鉄道関連	144	京福電気鉄道(株)	京都市			●	●
			鉄道関連	145	叡山電鉄(株)	京都市			●	●
			鉄道関連	146	嵯峨野観光鉄道(株)	京都市			●	●
			放送局	147	日本放送協会 京都放送局	京都市			●	●
			放送局	148	(株)京都放送	京都市			●	●
			放送局	149	(株)エフエム京都	京都市			●	●
			医療関連	150	日本赤十字社 京都府支部	京都市			●	●
			その他ライフライン関連	253	日本通運株式会社 京都支店	京都市				●
			その他ライフライン関連	254	澁川右岸水防事務組合	京都市				●
			その他ライフライン関連	255	桂川・小畑川水防事務組合	京都市				●
			その他ライフライン関連	256	一般社団法人京都府医師会	京都市				●
			その他ライフライン関連	257	一般社団法人京都府トラック協会	京都市				●
			その他ライフライン関連	258	一般社団法人京都府歯科医師会	京都市				●
その他ライフライン関連	259	公益社団法人京都府看護協会	京都市				●			
その他ライフライン関連	260	一般社団法人京都府薬剤師会	京都市				●			

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり

(参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

※2: 西日本高速道路(株)亀岡高速道路事務所: 内閣府、京都府、京都市の各計画における防災拠点等の位置付けはないが、京都縦貫自動車道を管理しているため、ライフライン拠点として選定。

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

⑧その他拠点(1/2)

内閣府:南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府:京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市:京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定 施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
⑧ その他 拠点	その他の応急 復旧に必要な 施設	広域避難地	広域避難地 (原子力災害の避難地)	217	綾部工業団地・交流プラザ	綾部市		●	
			広域避難地 (原子力災害の避難地)	218	綾部市中央公民館	綾部市		●	
			広域避難地 (原子力災害の避難地)	219	長田野公園体育館	福知山市		●	
			広域避難地 (原子力災害の避難地)	220	京都府立丹波自然運動公園	京丹波町		●	
			広域避難地 (原子力災害の避難地)	221	福知山市三段池公園	福知山市		●	
			広域避難地 (原子力災害の避難地)	222	与謝野町勤労者総合福祉センター(野田川わーくぱる)	与謝野町		●	
			広域避難地 (原子力災害の避難地)	223	道の駅てんきてんき丹後	京丹後市		●	
			広域避難地 (原子力災害の避難地)	224	京都府立ゼミナルハウス	京都市		●	●
			広域避難地	328	京都ゴルフ場舟山コース(西賀茂)	京都市			●
			広域避難地	329	賀茂川右岸(上賀茂橋～葵橋)	京都市			●
			広域避難地	330	京都ゴルフ場上賀茂コース	京都市			●
			広域避難地	331	鴨川右岸(賀茂大橋～丸太町橋)	京都市			●
			広域避難地	332	府立植物園 府立大学グラウンド	京都市			●
			広域避難地	333	宝が池公園	京都市			●
			広域避難地	334	京都大学北部構内農学部グラウンド	京都市			●
			広域避難地	335	岡崎公園	京都市			●
			広域避難地	336	宝が池公園スポーツ広場	京都市			●
			広域避難地	337	二条城	京都市			●
			広域避難地	338	円山公園(将軍塚周域)	京都市			●
			広域避難地	339	日吉ヶ丘高等学校グラウンド 東山泉小・中学校東学舎グラウンド 泉涌寺境内	京都市			●
			広域避難地	340	東野公園 山科中学校グラウンド	京都市			●
			広域避難地	341	龍谷大学グラウンド	京都市			●
			広域避難地	342	勸修寺公園 勸修寺中学校グラウンド	京都市			●
			広域避難地	343	梅小路公園	京都市			●
			広域避難地	344	吉祥院公園(グラウンド) 桂川左岸久世橋上流	京都市			●
			広域避難地	345	桂川左岸(桂大橋～東海道線)	京都市			●

※1:異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり
 (参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

8-1. 主要拠点の選定

8.1.1 主要拠点の選定(拠点一覧)

⑧その他拠点(2/2)

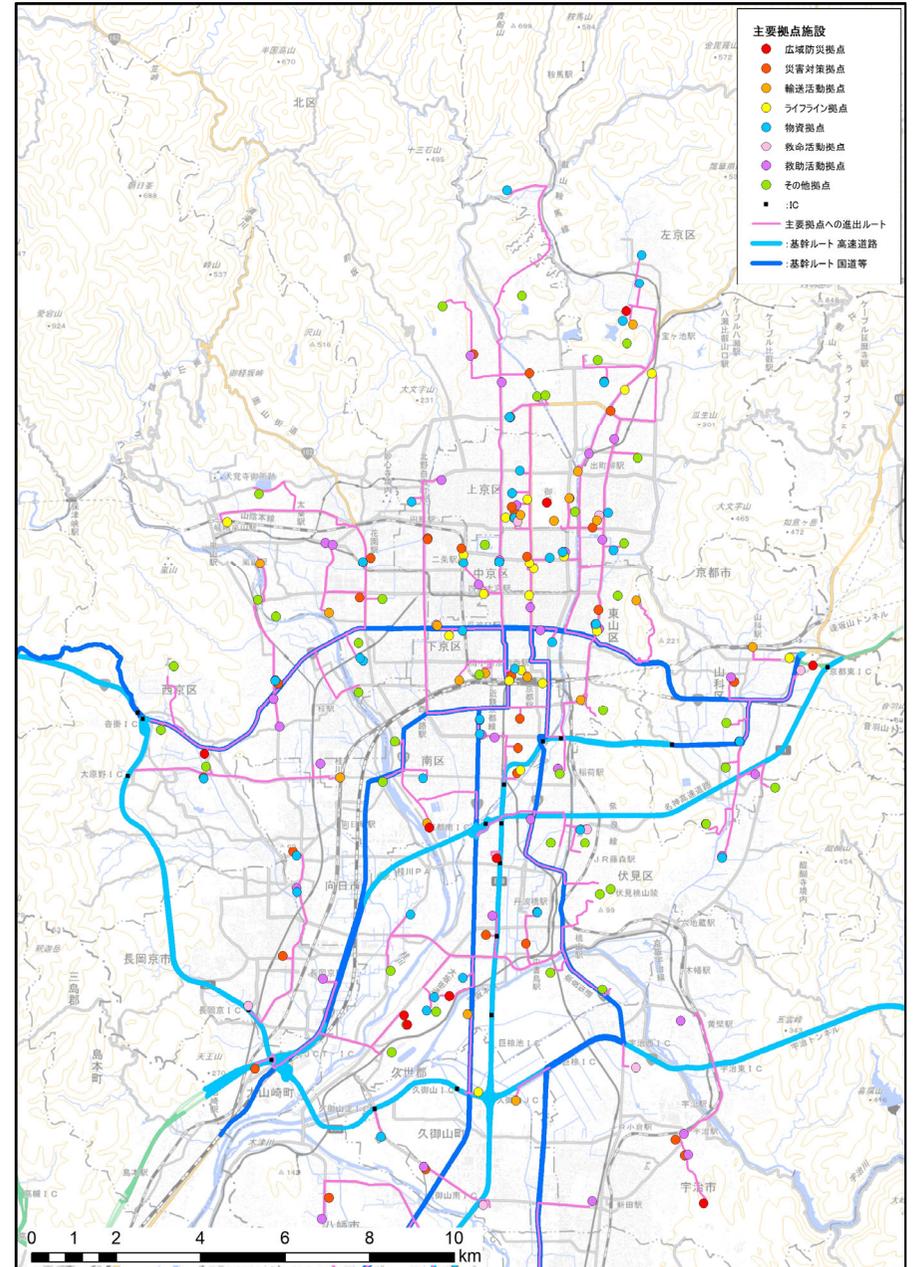
内閣府: 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R5.5.23)
 京都府: 京都府地域防災計画(R5.6)
 京都市: 京都市地域防災計画(R5.12)

種別	主な機能	分類 (代表的な選定 施設)	細分	拠点 番号	拠点施設名 ※1	市町村	内閣府	京都府	京都市
⑧ その他 拠点	その他の応急 復旧に必要な 施設	広域避難地	広域避難地	346	久世橋西詰公園	京都市			●
			広域避難地	347	西京極総合運動公園	京都市			●
			広域避難地	348	西院公園 デルタ自動車四条教習所 四条中学校グラウンド	京都市			●
			広域避難地	349	桂川左岸(松尾橋～上野橋)	京都市			●
			広域避難地	350	佛教大学グラウンド 堀川高等学校グラウンド 京都工芸繊維大学嵯峨キャンパス構内	京都市			●
			広域避難地	351	桂川右岸(嵐山公園～松尾橋～上野橋)	京都市			●
			広域避難地	352	小畑川中央公園	京都市			●
			広域避難地	353	桂坂小学校グラウンド 大枝中学校グラウンド 国際日本文化研究センター	京都市			●
			広域避難地	354	市立芸術大学	京都市			●
			広域避難地	355	東山高等学校総合グラウンド	京都市			●
			広域避難地	356	京都府警察学校グラウンド 龍谷大学構内	京都市			●
			広域避難地	357	京都教育大学附属高等学校	京都市			●
			広域避難地	358	京都教育大学構内	京都市			●
			広域避難地	359	桃山御陵 伏見桃山城運動公園	京都市			●
			広域避難地	360	元向島南小学校グラウンド 宇治川公園	京都市			●
			広域避難地	361	向島藤の木小学校グラウンド 向島東公園	京都市			●
			広域避難地	362	伏見北堀公園	京都市			●
			広域避難地	363	京都府警察自動車運転免許試験場	京都市			●
広域避難地	364	横大路運動公園	京都市			●			
広域避難地	365	京都競馬場(駐車場)	京都市			●			

※1: 異なる種別において同じ拠点が重複して記載されている場合あり
 (参照する各計画間において同じ施設であっても異なる種別として位置づけられているため)

8-2. 基幹ルート及び進出ルート

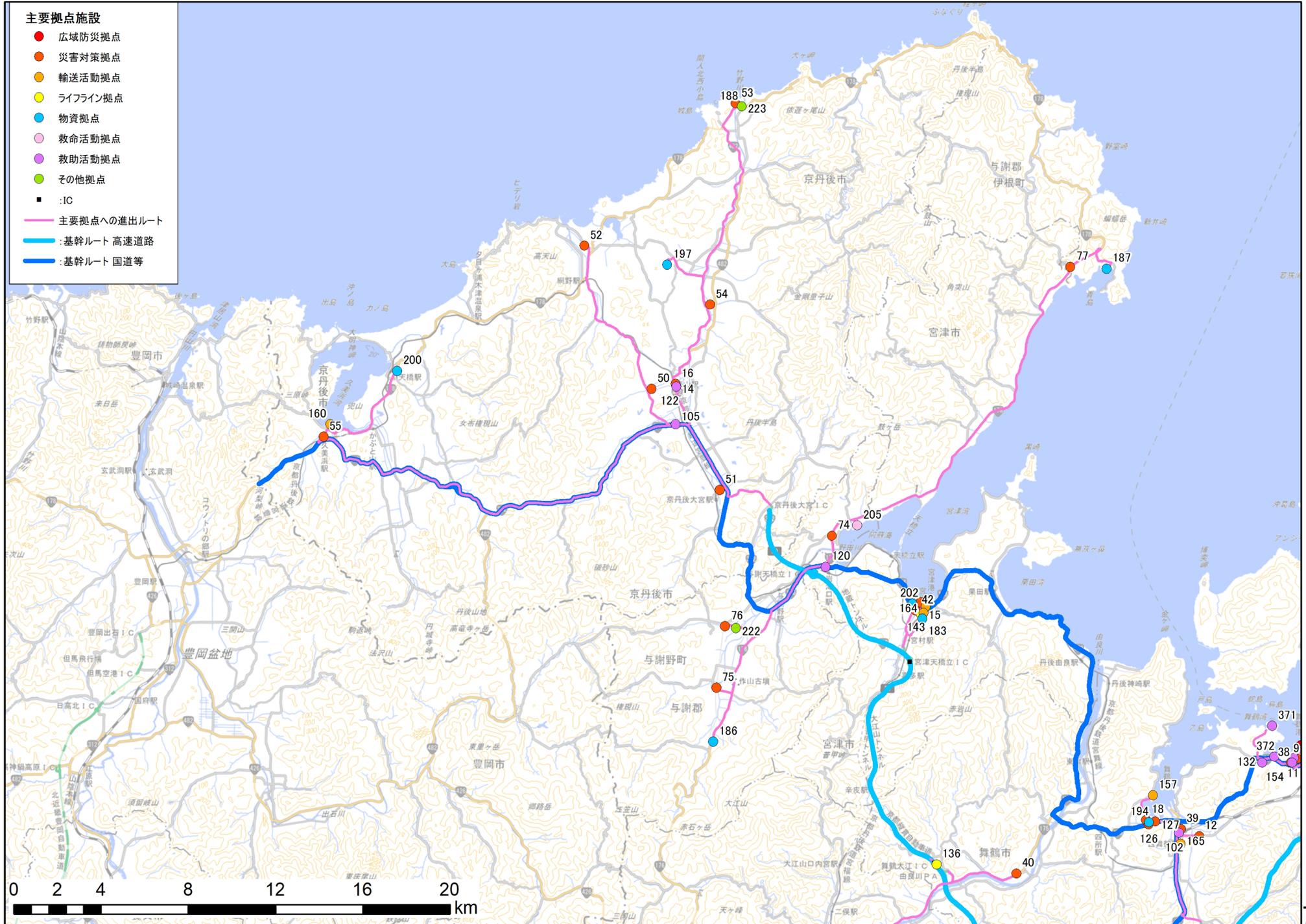
8.2.1 啓開ルートおよび主要拠点位置図



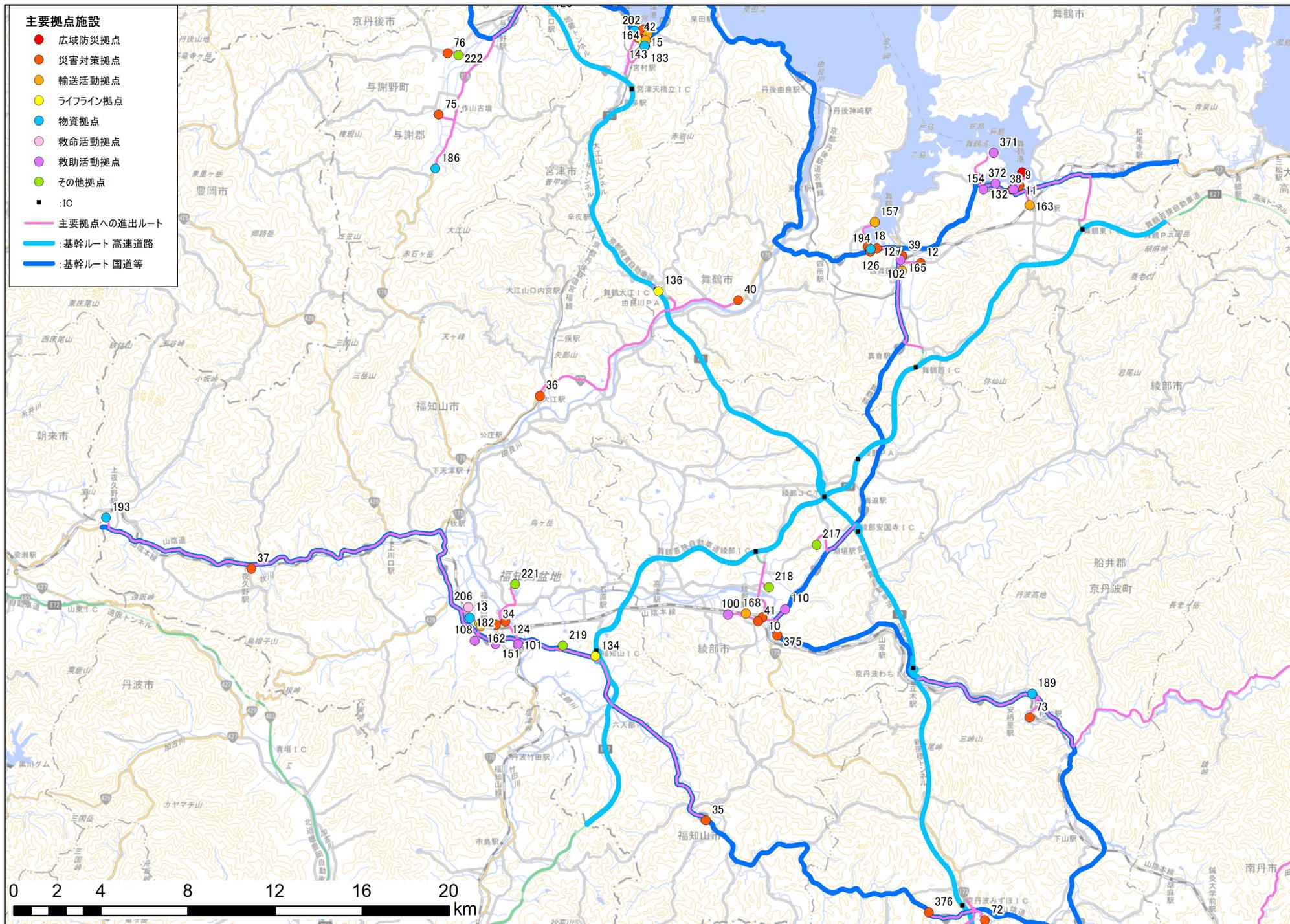
8-2. 基幹ルート及び進出ルート(京都府全体)



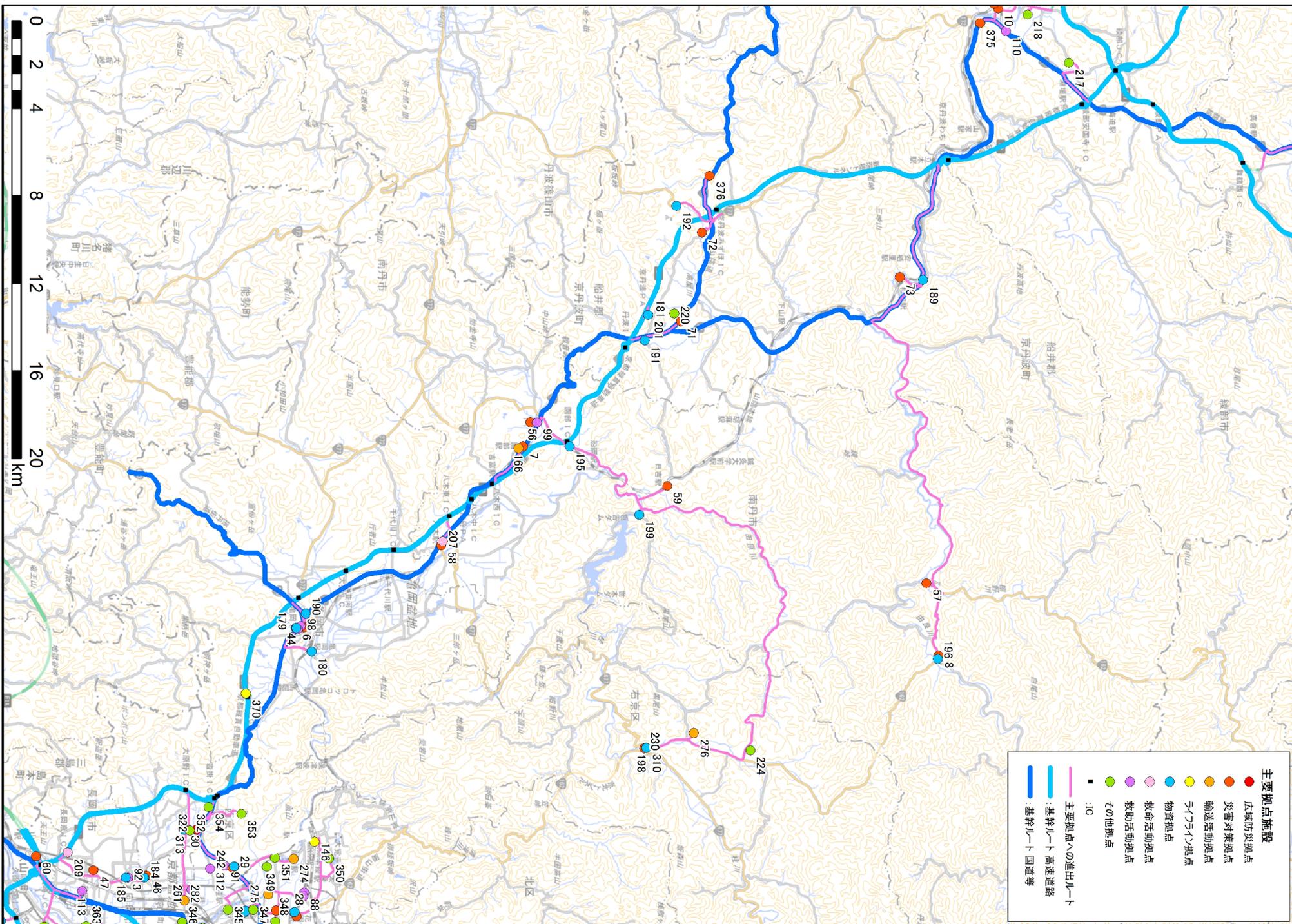
8-2. 基幹ルート及び進出ルート(丹後地域)



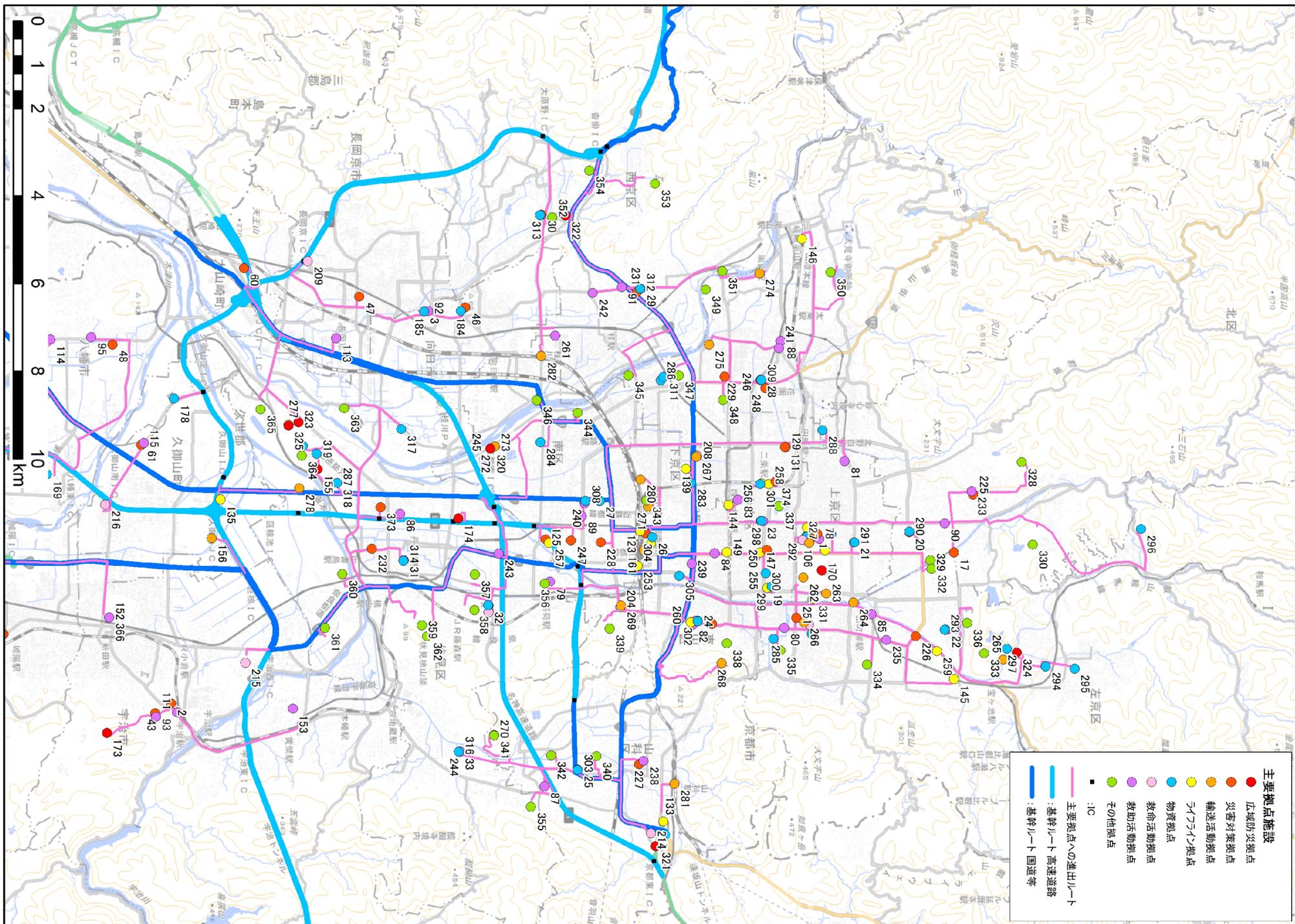
8-2. 基幹ルート及び進出ルート(中丹地域)



8-2. 基幹ルート及び進出ルート(南丹地域)



8-2. 基幹ルート及び進出ルート(京都市拡大)



8-2. 基幹ルート及び進出ルート(京都駅周辺)

